

広域物資拠点開設・運営ハンドブック

(災害に強い物流システムの構築に向けて)



国土交通省総合政策局物流政策課（物流産業室）

《目 次》

【総 論】

- | | | |
|---------------|------------|---|
| 1. はじめに | ・・・・・・・・・・ | 2 |
| 2. 本ハンドブックの狙い | ・・・・・・・・・・ | 4 |
| 3. 本ハンドブックの構成 | ・・・・・・・・・・ | 6 |

【事前準備編】

- | | | |
|------------------------------------|----------|----|
| 1. 物資輸送チーム（仮称）の設置と役割分担表の作成 | ・・・・ | 8 |
| 2. 災害時協力協定の締結 | ・・・・・・・・ | 10 |
| 3. 関係機関の自動参集基準、連絡表の作成 | ・・・・ | 12 |
| 4. 物資拠点候補リスト及び物資拠点候補施設管理シート等の作成と更新 | ・・・・・・・・ | 14 |
| 5. 被災状況チェックシートの作成、情報把握の役割分担 | ・・・・・・・・ | 18 |
| 6. 物資拠点の必要規模算定シートの作成 | ・・・・ | 20 |

【災害発生時オペレーション編】

- | | | |
|--------------------------|----------|----|
| 1. 一次物資拠点の選定・開設・運営のための参集 | ・・・・ | 24 |
| 2. 一次物資拠点の選定 | ・・・・・・・・ | 26 |
| 3. 一次物資拠点の開設 | ・・・・・・・・ | 30 |
| 4. 一次物資拠点の運営 | ・・・・・・・・ | 36 |
| 5. 応援県での一次物資拠点の開設・運営 | ・・・・ | 40 |

【 総 論 】

東日本大震災において、支援物資の調達及び輸送等を国として初めて実施しました。その際、国土交通省として経験した課題等を取りまとめ、支援物資物流システムの構築の一環として、本ハンドブックを作成しました。

また、今般、熊本地震の教訓を踏まえ改訂しましたので、災害担当者のお手元に置いて頂き、今後の支援物資輸送業務の参考として活用頂ければ幸いです。

《目 次》

1. はじめに
2. 本ハンドブックの狙い
3. 本ハンドブックの構成

1. はじめに

○はじめに

平成23年3月11日に発生した東日本大震災は未曾有の大規模災害であったことから、地方公共団体だけでなく、国も初めて支援物資の調達と輸送等を実施しました。

その際、多くの物流事業者の協力の下、支援物資が被災地に届けられ、災害時における物流事業者による支援物資の輸送・保管の重要性が認識されたところです。

今後もこのような未曾有の大規模災害における支援物資の輸送・保管に対応するため、国土交通省は、有識者・物流事業者及び事業者団体等からなる「アドバイザリー会議」を開催し、『支援物資物流システムの基本的な考え方』を報告書としてとりまとめました。（平成23年12月2日）

また、各地方運輸局が主催し、各地域レベルで上記関係者の他、地方公共団体、関係省庁等も含めて民間の施設・ノウハウを活用した災害に強い物流システムの構築に関する協議会や首都直下、南海トラフ大震災等に対応した支援物資物流システム協議会等を開催し、各地域における支援物資に関する物流について分析を行い、課題を整理し、将来の大規模災害に備え、必要な支援物資が被災者に適時適切に届けられるよう、支援物資の物流に係る国・地方公共団体の体制確保や物流事業者・事業者団体等との連携等について議論を行ってきました。

これまでに開催した会議及び協議会の議論において、この「支援物資物流システム」について全国規模での認識に一定の成果がみられたこともあり、この度、「災害に強い物流システムの構築に向けて（広域物資拠点開設・運営ハンドブック）」として配付する運びとなりました。

本ハンドブックは関係者の皆様から頂いた貴重なご意見をもとに課題を整理したのですが、必ずしも地域の実情にそぐわない場合もありますので、その時は是非本ハンドブックを参考にしながら地域の実情にあった支援物資物流システムを構築頂ければと考えております。

今後起こりうる大規模災害時に、またそれを想定した実地訓練の場面等で支援物資を取り扱う関係者の皆様の一助となりましたら幸甚でございます。

国土交通省総合政策局物流政策課（物流産業室）

○改訂にあたって

東日本大震災から5年がたった平成28年4月、熊本県で前震、本震ともに震度7の地震が発生しました。震災当初は、被災地で備蓄している物資が枯渇する一方、被災地方公共団体等において正確な情報把握に時間を要し、民間供給能力も低下する等地方公共団体のみでは必要な物資を迅速に調達することが困難でした。本震の起きた16日に、東日本大震災を教訓とした、被災地の要望を待たずして物資を調達・搬送する、いわゆるプッシュ型の物資支援が初めて本格的に実施されました。

また、プッシュ型の支援物資の受け入れに際しては、熊本県の地域防災計画で位置づけられていた広域物資輸送拠点が被災したため、佐賀県鳥栖市や福岡県久山町の物流事業者が管理する民間物流施設が活用されました。

熊本地震でのプッシュ型の支援物資輸送にあたっては、①物流のノウハウを有する民間物流事業者の施設を活用できたこと、②民間物流施設の活用の際には事前に民間物資拠点としてリストアップしていたことが円滑な物資拠点の開設に寄与したこと、③被災地である熊本県ではなく、佐賀県や福岡県という被災県外に広域物資輸送拠点を開設したこと等が評価されております。

広域物資拠点開設・運営ハンドブックは東日本大震災を契機としてとりまとめたものですが、今回の熊本地震の教訓を踏まえて、改訂を行うこととしました。今後、30年以内に約7割の確率で起こるとされている、南海トラフ地震や首都直下地震をはじめとする様々な災害時に、避難されている方々の元に支援物資を円滑に届けるためには、拠点となる広域物資輸送拠点の速やかな開設・運営が不可欠と考えております。本ハンドブックが今後も活用されることを切に願っています。

国土交通省総合政策局物流政策課（物流産業室）

2. 本ハンドブックの狙い

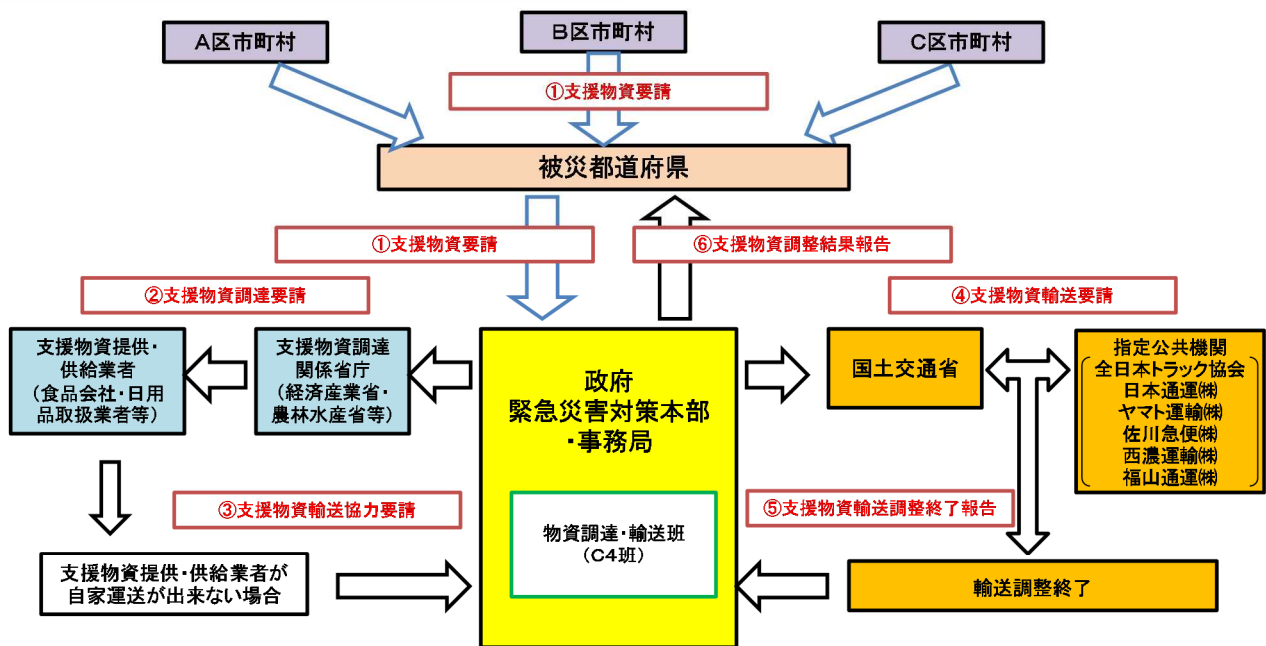
大規模な災害が発生した際には、避難した被災者の方々等に支援物資を届けるための物流を確保することが必要です※¹。

円滑な支援物資物流を確保するためには、物資の調達から輸送に至る様々な業務を適切に調整して実施することが必要となります。

※1：支援物資輸送は、災害が発生し、都道府県や市町村の備蓄する物資・資材が不足し、災害応急対策を的確かつ迅速に実施することが困難である場合に都道府県知事又は市町村長からの要請を受けたとき、もしくは緊急を要し、要請を待ついとまがないと認められるときに開始されます（参考：災害対策基本法第86条の16）。

例えば、極めて大規模な災害が発生し、政府の緊急災害対策本部が立ち上がり、支援物資物流をコントロールする場合には、下図【1】のように、政府緊急災害対策本部を中心とする体制が生まれ、調達や輸送に係わる関係省庁と民間事業者とが緊密に連携しながら、どの物資をどこから調達し、誰がどこまで輸送するのかの調整を行います。

【1】支援物資調達と輸送に係る情報伝達



⇒ いわゆる災害初動期におけるプッシュ型輸送の情報伝達(②～⑥) ⇨ いわゆるプル型輸送に移行した際の情報伝達(①～⑥)

※政府緊急災害対策本部「物資調達・輸送班」の業務の目的
被災地の生活に必要な不可欠な物資を円滑に供給するため、広域的な物資調達及び緊急度、重要度を考慮した緊急輸送活動に関する調整を行う。

※ 支援物資の調達と輸送の調整が完了した後の実際の支援物資の流れについては、【2】の図に記載。
※ 被災都道府県の受入体制等が整わない場合は、被災外都道府県と上記業務を行う場合もある。

このような調整等を経て「支援物資の調達元」「支援物資の輸送先」「支援物資の輸送機関」が決まり、その後に、実際の支援物資の輸送が行われることとなりますが、支援物資の調達先から避難所等までの支援物資の流れは、下図【2】のとおりとなります。

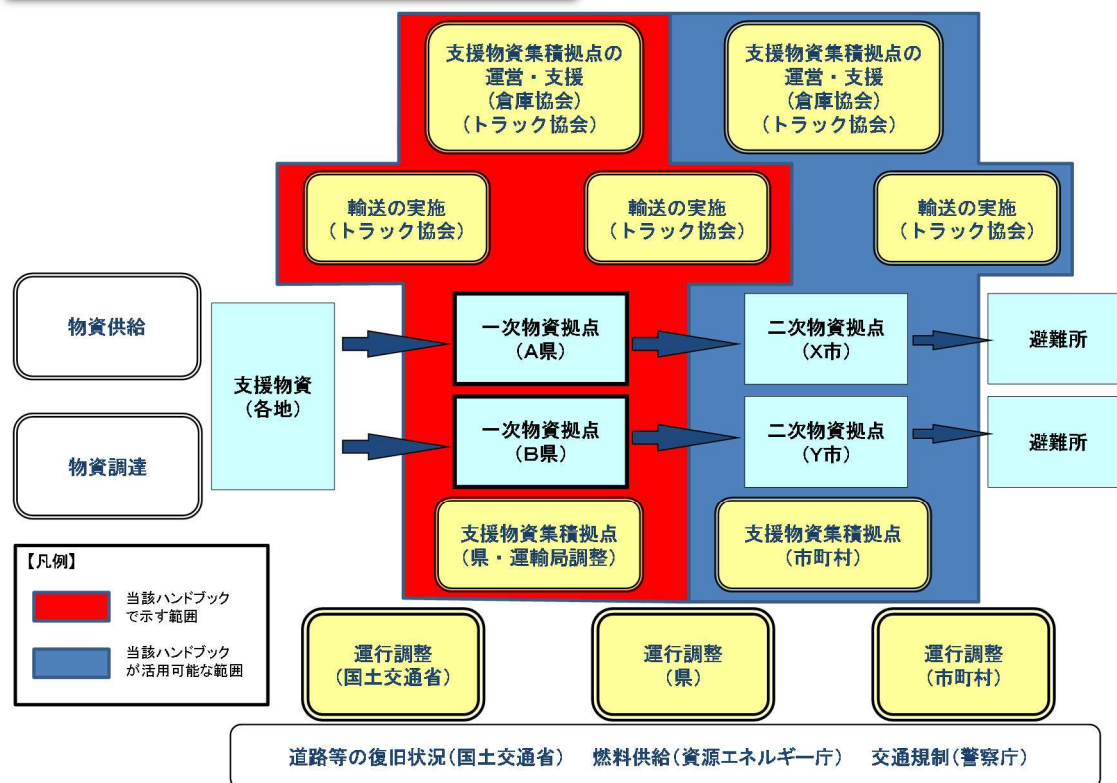
本ハンドブックは、この支援物資の流れの中でも、概ね赤色で囲われた部分を対象とするもので、支援物資物流の要所となる都道府県レベルでの一次物資拠点※²の開設・運営を円滑に行うための標準的な手順や考え方を示すことを狙いとしています。

また、上記のとおり、本ハンドブックは一次物資拠点の開設・運営について焦点を絞った内容となっていますが、市区町村レベルでの二次物資拠点※³の開設・運営に応用することも想定しています（青色で囲われた部分）。

※2：国等から供給される物資等を被災都道府県が受け入れ、各市町村が設置する地域内輸送拠点や避難所に向けて当該都道府県が送り出すために設置する物資拠点（例 地域防災計画において都道府県が指定する広域物資輸送拠点）

※3：一次物資拠点から供給された物資等を被災市町村が受け入れ、避難所等に向けて当該市町村が送り出すために設置する物資拠点（例 地域防災計画において市町村が指定する地域内輸送拠点）

【2】支援物資に関する主な輸送業務フロー



物資拠点の開設・運営にあたっては、本ハンドブックを活用し、地域の実情に応じた具体的な手順や考え方を関係者との連携の中で予め定めて頂くことが重要です。

3. 本ハンドブックの構成

本ハンドブックは、次の内容を整理した2編で構成します。

①「事前準備編」

大規模災害発生時に速やかに一次物資拠点を選定・開設・運営するために、平時に都道府県や物流事業者団体等の関係機関で予め取り決めておくべき項目や用意すべき必要情報について、基本的な内容や作成・更新方法等を掲載

②「災害時対応オペレーション編」

大規模災害発生時における一次物資拠点の選定・開設・運営のために都道府県や物流事業者団体等の関係機関が担う役割について、「だれが、いつ、どこで、何を、どうする」等の基本的な行動手順を掲載

【 事 前 準 備 編 】

大規模災害発生時に一次物資拠点を速やかに選定・開設・運営するために、予め関係者間で取り決めておくべき項目、共有する情報等を明らかにし、災害時の対応に備えます。

《目 次》

1. 物資輸送チーム（仮称）の設置と役割分担表の作成
2. 災害時協力協定の締結
3. 関係機関の自動参集基準、連絡表の作成
4. 物資拠点候補リスト及び物資拠点候補施設管理シート等の作成と更新
5. 被災状況チェックシートの作成、情報把握の役割分担
6. 物資拠点の必要規模算定シートの作成

1. 物資輸送チーム（仮称）の設置と役割分担表の作成

概要

- 倉庫協会やトラック協会が派遣する物流専門家を構成員とする「物資輸送チーム」（仮称）を設置する等、体制整備を図る。
- 物資輸送チーム内の関係機関のそれぞれの役割分担を明らかにする。

○「物資輸送チーム」（仮称）の設置等

都道府県は、一次物資拠点の開設・運営、物資輸送を速やかに行うことを目的に、都道府県災害対策本部内に、次のメンバーを構成員とする*専門チーム（以下「物資輸送チーム」という。）を設置するものとして、担当部署の設定や諸規定の整備等を行い、災害発生時の体制を確保します。

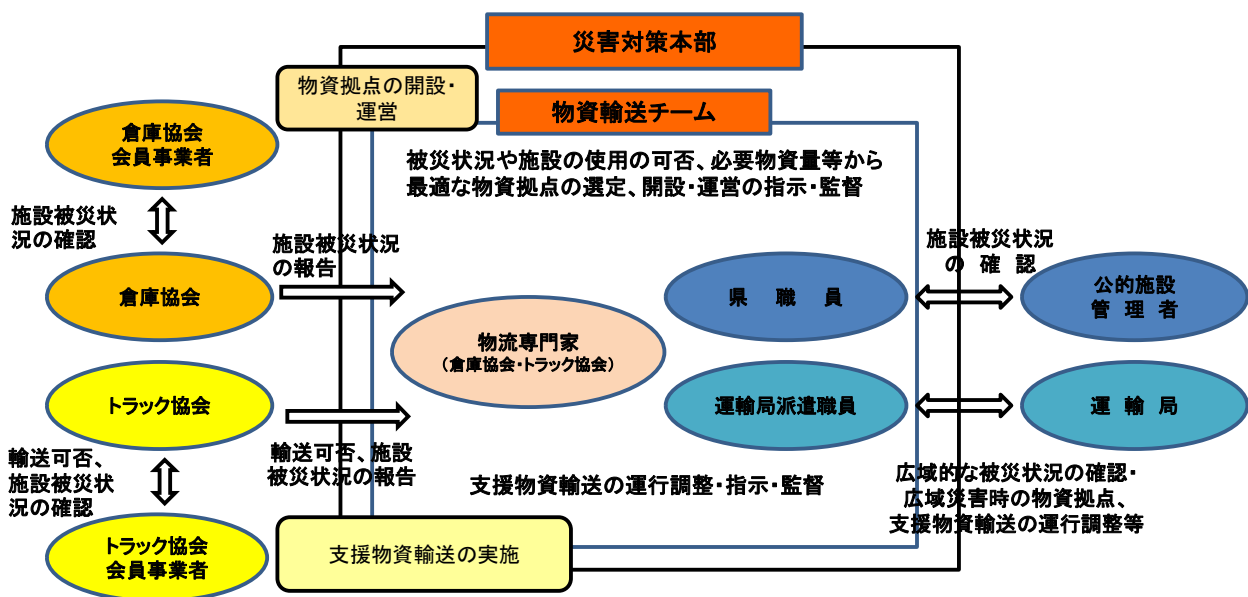
【物資輸送チームの構成メンバー】

- ・ 都道府県職員
- ・ 運輸局派遣職員
- ・ 倉庫協会及びトラック協会が派遣する物流専門家

* 都道府県災害対策本部内に、既に支援物資の保管・輸送等を担当する組織が設置されている場合には、当該組織で対応します。

※地方運輸局、各県の倉庫協会及びトラック協会はこれ以降、「運輸局」、「倉庫協会」及び「トラック協会」と表記。

【物資輸送チームの体制のイメージ】



○役割分担表の作成

都道府県、運輸局、倉庫協会、トラック協会（以下「関係機関」という。）は、災害発生時における作業の役割分担について協議を行い、「役割分担表」を作成します。

※ 倉庫協会やトラック協会と災害時協力協定が締結されていない都道府県においては、災害発生時に迅速な体制の確保ができるよう、協定の締結に向けた作業を進める必要があります。

【関係者役割分担表（モデル）】

担 当	役 割
都道府県	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 一次物資拠点候補施設（公的施設）の被災状況の確認を当該施設の管理者に要請し、その回答により当該施設の被災状況を把握 ➤ 一次物資拠点候補施設（公的施設）の被災状況と物資輸送チームの物流専門家が確認した一次物資拠点候補施設（民間施設）の被災状況とを集約 ➤ 「物資拠点必要規模算定シート」を用いて、必要な支援物資量と一次物資拠点の必要規模を算定（必要規模から選定する方法の他、輸送道路状況等を勘案した選定方法等も考えられる。） ➤ 被災状況や一次物資拠点の必要規模等を基にして、一次物資拠点候補施設から一次物資拠点を選定 ➤ 被災県内での一次物資拠点が不足又は使用できないことが確認された場合、応援県及び運輸局に応援県での一次物資拠点の設置等を要請 ➤ 市町村からの支援物資要請のとりまとめ ➤ 一次物資拠点の開設状況を市町村へ情報提供
運輸局	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 管内全県の一次物資拠点候補施設（民間施設）の被災状況の把握 ➤ 被災県内の一次物資拠点（公的施設）が不足又は使用できないことが確認された場合、物資輸送チームに対する被災県の一次物資拠点候補施設（民間施設）の情報提供、倉庫協会・トラック協会との調整 ➤ 被災県内の一次物資拠点が不足又は使用できないことが確認された場合、物資輸送チームに対する応援県の一次物資拠点候補施設（民間施設）の情報提供、応援県や倉庫協会・トラック協会との調整 ➤ 一次物資拠点の開設・運営作業の進捗状況に応じて、被災県及び応援県の倉庫協会・トラック協会や物流専門家との調整その他支援物資輸送の運行調整等
倉庫協会	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 一次物資拠点候補施設（民間施設）の被災状況の確認 ➤ 一次物資拠点候補施設からの一次物資拠点の選定を支援 ➤ 一次物資拠点の運営に必要な人材と資機材等の確保を協会会員事業者に要請 ➤ 選定された一次物資拠点の運営を協会会員事業者に要請 ➤ 支援物資の調達状況（品目、量、到着予定日時）と市町村からの支援物資要請の内容（品目、量、届け先）を一次物資拠点を運営している協会会員事業者等に伝達
トラック協会	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 一次物資拠点候補施設（民間施設）の被災状況の確認 ➤ 一次物資拠点候補施設からの一次物資拠点の選定を支援 ➤ 一次物資拠点の運営に必要な人材と資機材等の確保を協会会員事業者に要請 ➤ 選定された一次物資拠点の運営を協会会員事業者に要請 ➤ 支援物資の調達状況（品目、量、到着予定日時）と市町村からの支援物資要請の内容（品目、量、届け先）を一次物資拠点を運営している協会会員事業者等に伝達 ➤ トラックと運転手の確保を協会会員事業者に要請 ➤ 一次物資拠点から二次物資拠点または避難所までの支援物資の輸送を協会会員事業者等に要請

2. 災害時協力協定の締結

概要

○物流事業者団体（倉庫協会・トラック協会）との間で災害時における「物資保管」、
「物資輸送」、「物流専門家の派遣」に関する協力協定を締結する。

大規模災害発生時に速やかに関係機関と連携し、協力体制を構築・確保することが重要となるため、都道府県は、予め倉庫協会やトラック協会と協議の上、協力協定を締結しておく必要があります。

特に、展示場や運動公園等の公的施設を物資拠点とする場合には、物流のノウハウを有しない行政職員だけでは適切な物資の管理を行うことはできず、支援物資が滞留する恐れがあります。円滑な支援物資輸送にあたっては物流専門家の協力が有効であることから、物資輸送チームや物資拠点において、物流事業者のオペレーションや人的支援を受けられるよう、都道府県は倉庫協会やトラック協会と物流専門家の派遣協定の締結をしておく必要があります。

また、パレットやフォークリフト等の資機材が不足する場合に備え、それらを所有する物流事業者等に要請できるように都道府県は倉庫協会やトラック協会、レンタル事業者と協定をする等準備しておきます。

【協定の取り決め内容等（モデル）】

項目	内容
物資保管協定に関する項目	<p>①県は、物資の保管等を行う施設の開設の必要があるときは、倉庫協会・トラック協会に対して以下の事項を明示して要請する。（なお、パレットやフォークリフト等の設備については不足することが予想されるため、作業の効率化の観点から、これらを所有する企業に要請出来るよう準備しておく）</p> <p>事項1：災害の状況及び応援を要請する事由 事項2：必要とする保管施設の地域 事項3：応援を必要とする期間 事項4：主な保管品目、数量 事項5：物流専門家の派遣 事項6：その他参考となる事項</p> <p>②公的施設を物資拠点とする場合に備えて、倉庫協会・トラック協会は拠点運営の担当企業、荷役機器、荷役する人の手配企業に優先順位をつけて複数設定する。</p>
物資輸送協定に関する項目	<p>①県は、物資の緊急輸送等を実施するために、トラック協会の協力が必要と認めるときは、以下の事項を明示して、物資の緊急輸送等を要請する。</p> <p>事項1：災害の状況及び応援を要請する事由 事項2：応援を必要とする車両数、車両の種類及び人員 事項3：物資の積み込み場所及び輸送先 事項4：物資の内容と数量 事項5：緊急輸送を必要とする期間 事項6：物流専門家の派遣 事項7：その他必要な事項</p> <p>②輸送の際の担当企業や車両について、トラック協会は、物資輸送を行う会員企業、車両を複数設定する。</p>
災害対策本部・一次物資拠点へ派遣する物流専門家の要件等	<p>①災害発生時には、倉庫協会・トラック協会は、災害対策本部の物資輸送チーム・一次物資拠点に物流専門家を派遣する。</p> <p>②派遣する物流専門家は、下記の条件全てに合致する人員に優先順位をつけて複数設定しておき、協会が県に提示する。</p> <p>条件1：保管・仕分け・輸送というトータル物流システムを構築できる者 条件2：利用する公的施設の施設内養生のためのノウハウと資材調達ができる者 条件3：パレット・フォークリフト・車両などを調達できる者</p>

(参考) 災害時における協力協定の好事例について

まずは、「協定の取り決め内容等(モデル)」を参考に予め協力協定を締結しておくことが重要です。協力協定も完全なものではなく、訓練や実際の対応等の教訓を踏まえて、適宜見直しを行い、より最適なものにしていく必要があります。

なお、協力協定の実例から好事例と考えられるものを以下の通り取り上げたので、見直しの際に参考にしてください。

協力要請事項の明確化

【一般的な記載の例】 地方公共団体が物資の輸送又は保管等の必要があると認めるときは、事業者団体に対して輸送、保管等の実施を要請することができる」と記載(具体的な要請事項は不明確)。

【好事例】 地方公共団体が事業者団体に要請する事項を具体的に記載。

(例) ■ 緊急輸送等

- ① 災害時における応急対策に必要な物資の緊急輸送
- ② 物資の受け入れ、仕分け、保管及び出庫
- ③ 上記①、②の作業に必要な施設の提供及び運営

■ 物流専門家の派遣

あらかじめ指名した専門家を災害対策本部に派遣し、この協定に係る連絡調整、活動調整等に従事させる。

ただし、次の場合は要請を待たずに災害対策本部に参集するものとする

- ・津波警報(大津波)が発表されたとき
- ・県内に震度6強又は震度7の地震が発生したとき

費用負担の明確化

【一般的な記載の例】 費用負担は、原則として地方公共団体が負う、とのみ記載。

【好事例】 地方公共団体が負担する費用について、災害発生時直前の届出運賃を基準として協議の上決定等を記載するとともに、派遣費用等についても別表形式により記載。

市町村からの応援要請への対応

【好事例】 都道府県と事業者団体の協力協定に、市町村から応援要請があった場合、当該協定に準じて行う旨を記載。

要請が必要と認められる状況

【一般的な記載の例】 県内において災害が発生した時などを記載。

【好事例】 県外において災害が発生し、救助の必要があると認められるときも、要請が必要と認められる状況に含む。

平時の備え

【好事例】 平時より防災訓練を実施することや情報連絡会を設置することを記載。

3. 関係機関の自動参集基準、連絡表の作成

概要

- 関係機関は、大規模災害発生時に速やかに連携して行動を開始できるように、物資輸送チームに参集する「自動参集基準」を作成する。
- 関係機関は、各機関の支援物資物流に関する担当者を定めるとともに、大規模災害発生時に確実な連絡体制を確保するため「担当者連絡表」を作成する。

○自動参集基準の作成

一次物資拠点の開設にあたっては、関係機関の迅速な行動の開始が重要となることから、関係機関において、被災状況に応じて物資輸送チーム関係者が自動的に参集する「自動参集基準」を作成します。

【物資輸送チームの自動参集基準（モデル）】

種別	災害状況	参集者等
1号動員	・震度〇弱以上の地震が観測されたとき ・被災地が広範囲に渡る大規模な災害が発生又は発生する恐れがあり、広域的な災害支援物資輸送を行う必要があるとき	県担当職員 運輸局担当職員 物流専門家 ※運輸局・物流事業者団体のその他の職員は自己の勤務場所に対応
2号動員	・震度〇強の地震が観測されたとき ・相当規模の被害が発生又は発生する恐れがあり、被害が拡大することが予想されるとき	県担当職員 物流専門家 ※運輸局担当職員、物流事業者団体のその他の職員は、自己の勤務場所に対応
3号動員	・震度〇弱以上の地震が観測されたとき ・被害拡大の恐れはないが、災害支援物資輸送を行うことが予想されるとき	物資輸送チーム関係者、運輸局・倉庫協会 ・トラック協会の職員は自己の勤務場所にて対応
○参集場所：県災害対策本部物資輸送チーム（県庁〇〇会議室） ○参集時間：震度が観測又は警報等が発令されてから〇〇時間以内		

※担当者が自宅にいる場合等で自動参集が困難な場合についても、地方公共団体からの要請があり次第、すぐに参集できる準備、体制を整えておく。

○担当者連絡表の作成

関係機関の担当者に優先順位を付した複数者の連絡先やインフラ障害を想定した複数の連絡手段を記載した「担当者連絡表」を作成します。

【担当者連絡表のイメージ】

機関名	通常時連絡先				災害発生時連絡先						
	担当者氏名 (代表)	固定電話	FAX	E-mail	優先 順位	担当者氏名	固定電話	携帯電話	衛星電話	FAX	E-mail
A 県	防災課	●●●●			1	●●●●					
		●●●●			2	▲▲▲▲					
A 県倉庫協会	事務局	●●●●			1	●●●●					
		●●●●			2	▲▲▲▲					
A 県トラック協会	事務局	●●●●			1	●●●●					
		●●●●			2	▲▲▲▲					
国土交通省〇〇運輸局	物流課	●●●●			1	●●●●					
		●●●●			2	▲▲▲▲					
国土交通省〇〇整備局	防災課	●●●●			1	●●●●					
		●●●●			2	▲▲▲▲					
国土交通省	●●●課	●●●●			1	●●●●					
		●●●●			2	▲▲▲▲					

【担当者連絡表の記載項目（モデル）】

機関名	機関の名称および部署名	
平常時連絡先	担当者氏名	平常時の担当者の氏名
	固定電話番号	平常時の担当者（もしくは担当部署）直通の固定電話番号
	FAX番号	平常時の担当者（もしくは担当部署）のFAX番号
	E-mailアドレス	平常時の担当者のE-mailアドレス
災害発生時連絡先	担当者氏名	災害発生時の担当者の氏名（優先順位をつけて複数記載）
	固定電話番号	災害発生時の担当者（もしくは部署）直通の固定電話番号
	携帯電話番号	災害発生時の担当者の携帯電話番号（夜間連絡可能な携帯）
	衛星電話番号	災害発生時の担当者に連絡可能な衛星電話番号
	FAX	災害発生時の担当者（もしくは担当部署）のFAX番号
	E-mailアドレス	災害発生時の担当者に連絡可能なE-mailアドレス

4. 物資拠点候補リスト及び物資拠点候補施設管理シート等の作成と更新

概要

- 予め一次物資拠点候補をリストアップする。
- リストアップした施設毎に諸元情報を「物資拠点候補施設管理シート」で整理。
- 候補施設の特性を踏まえ活用方法等を検討する。

○一次物資拠点候補のリストアップ

一次物資拠点は、都道府県の備蓄物資や全国各地から送られてくる大量の支援物資を受け入れ、保管や仕分け等をしたうえで、市町村の二次物資拠点や指定避難所に送り出す機能を果たします。一次物資拠点を円滑に開設するためには、予め関係者間で一次物資拠点候補を選定しリストアップしておくことは重要です。その際、施設自体が被災して使用できない場合等を想定し、地域的な散らばりや道路ネットワーク等を考慮の上、公的・民間を問わず、複数の候補施設をリストアップしておきます。

なお、民間物流事業者の管理する施設は、民間物流事業者の広域的なネットワークによる連携や、広域物資輸送拠点の条件適合性、設備状況等を勘案すると、災害時に活用することは有用です。ただし、顧客の貨物が最優先されるため、常に災害時に協力頂ける保証はありません。このため、民間物流事業者の管理する施設をできるだけ多く候補施設としてリストアップしておく等、民間物流事業者の管理する施設の活用可能性を高めるような協力体制を構築することが重要です。

また、保管スペースの規模が小さくても、上屋のある広いスペースがある場合、荷捌き用施設として活用できる等、民間の物流事業者の管理する倉庫やトラックターミナルに限らず、生協や農協の配送センター等でも十分支援物資輸送における物資拠点として活用することは考えられます。予め候補施設をリストアップしていても、当該施設自体が被災により使用不可能となることも考えられますので、多様な業種の物流施設から拠点候補として、より多くの施設をリストアップすることが望まれます。

(参考) 広域物資輸送拠点候補施設に民間物資拠点を位置づけている例

滋賀県の地域防災計画においては、滋賀県倉庫協会との強力な連携関係に基づき、広域物資輸送拠点として民間物流倉庫の活用を位置づけている。

<滋賀県地域防災計画（震災対策編）（抄）>（平成28年3月28日滋賀県防災会議修正）

第18節 物資の確保と緊急輸送体制の整備

3 具体的な施策の展開

(4) 輸送拠点と緊急輸送ネットワークの形成

① 輸送拠点の考え方と活用

ア 物資輸送拠点

県外などからの緊急物資等の受け入れ、整理、積み替え、一時保管等を行う拠点。

(i) 民間物流倉庫の活用

県内外からの支援物資等を被災地に効率的に輸送するためには、大型トラックの発着やフォークリフト等機械力による荷役作業が効率的に行える施設が必要であることから、滋賀県倉庫協会との協定により選定を受けた民間倉庫を物資輸送拠点とする。

災害時には倉庫の空き状況や被災有無、輸送先との地理関係等を考慮したうえで使用する物資輸送拠点を決定する。

また一般社団法人全国物流ネットワーク協会との協定により、加盟事業者のターミナルや配送拠点等も物資輸送拠点として利用する。

(以下略)

一次物資拠点候補を予め選定する際には、例えば、「南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画」（平成27年3月30日中央防災会議幹事会）の広域物資輸送拠点の施設基準が参考になります。

【一次物資拠点候補の選定基準（モデル）】

視点	基準		備考	参考
《立地》	必須	緊急輸送ルート上若しくはその近傍であること。	緊急輸送ルートの近傍において拠点を選定することが困難な場合は、緊急輸送ルートまでの距離がいたずらに長くないよう配慮。	
	必須	原則として津波浸水地域外にある施設であること		
	推奨	幹線道路からのアクセスが良い等、災害時に容易に到達可能であること		
《構造》	必須	新耐震基準に適合した施設であること	昭和56年6月1日以降に耐震補強工事を行った施設も可	二次
	必須	屋根があること	エアテント等の代替措置による場合も可	二次
	必須	フォークリフト等を利用できるよう、床の強度が十分であること		二次
	必須	12mトラック（大型）が接車できる若しくは建物内に入れること		
	推奨	上屋（物資の荷捌き、一時保管を行う施設）及び敷地が十分な荷捌きスペースを有する。		二次
《設備》	必須	非常用電源が備えられていること		
	推奨	フォークリフト等が容易に調達できること		二次
《機能》	必須	避難所となる行政庁舎、学校、体育館ではないこと		二次
	推奨	公的施設の場合には、拠点の運営にあたって民間物流事業者等との協力体制がある。		二次
	推奨	隣接県等県外との協力体制がある。		

(注)

- ・上記表は南海トラフ地震における具体計画に係る広域物資輸送拠点の選定の考え方(内閣府資料)を基に作成。
- ・港湾内の広域物資輸送拠点を選定する場合は、港湾管理者及び各地方整備局等港湾空港部と調整が必要。
- ・基準の「必須」「推奨」は一つの目安として記載。
- ・「参考」は市町村が設置する二次物資拠点として最低限求められると考える要件を目安として掲げたもの。

(補足)

なお、流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律に基づき認定される、特定流通業務施設として整備される物流施設は、地震による貨物の荷崩れ防止措置が講じられる等、災害への備えが強化されている。特定流通業務施設の整備を促進するため、各種支援措置も講じられているところであり、積極的に一次物資拠点として選定することを検討されることが望まれる。

○一次物資拠点候補の諸元の把握・整理

リストアップした候補施設については諸元情報を把握し、シート（「物資拠点候補施設管理シート」）として整理します。なお、都道府県と運輸局は全ての候補施設の諸元情報を共有するとともに、施設の老朽更新等が想定されますので、定期的に連絡協議会等を開催し、関係機関で「物資拠点候補リスト」や「物資拠点候補施設管理シート」の更新を行います。

【物資拠点等の諸元として把握する事項（モデル）】

施設概要	施設名	施設の 態様・ 規模	耐震性（新耐震基準に対応できているか）	
	施設の管理者		冷蔵品への対応可否（容量）	
	平常時の作業時間、曜日		冷凍品への対応可否（容量）	
位置 7ヶ所	施設の所在地		海上コンテナへの対応可否 （対応可能なコンテナサイズ、個数）	
	施設の海拔		鉄道コンテナへの対応可否 （対応可能なコンテナサイズ、個数）	
	高速ICからの距離と所要時間		施設の規模（施設全体、荷捌きスペース（平時・災害時）、 保管スペース（平時・災害時）） 【※2】	
	拠点付近の道路の幅員		ヘリ離発着の可否（広さ）	
施設の 態様・ 規模	隣接・近接する自衛隊基地や飛行場の情報		設備・ 備品	エレベーターの有無（物資の搬入搬出に使用可能か）
	屋根の有無及び雨天対応の可否			シャッターの種類（手動による開閉の可否）
	階数			非常電源の有無、照明の有無
	床の強度（フォークリフト使用可否）	平常時の連絡手段		
	稼働可能時間（災害発生時に24時間稼働できるか）	非常時の通信手段の有無（固定電話、衛星電話、FAX）		
	トラックの施設内進入の可否（進入可能な最大車種）	フォークリフトの配備台数 （平常時、災害発生時に使用可能と想定される台数）		
	接車バース（台数、広さ、横付け可否・可能な車種）	パレットの保有枚数 （平常時、災害発生時に使用可能と想定される枚数）		
	トラックの進入経路（入口と出口が別になっているか）	保有するテントの張数とサイズ		
トラック待機スペースの広さ（面積、大型車・中型車換算 【※1】 ）	保有する防水用ブルーシートの枚数とサイズ			

【※1】待機スペースの大型車・中型車換算にあたっては以下のサイズを参考。
 大型車：全長11900mm×全幅2490mm×全高3790mm 駐車面積 45㎡ 中型車：全長8540mm×全幅2280mm×全高3500mm 駐車面積 25～35㎡
 【※2】荷捌きスペース、保管スペースそれぞれの災害時の面積は想定の出庫可能な面積。

【物資拠点候補施設管理シート（イメージ）】

施設名		備考	
所有者（管理者）			
住所	施設名		
施設概要	施設の管理者		
	平常時の作業時間、曜日		
位置 7ヶ所	施設の所在地		
	施設の海拔		
	高速ICからの距離と所要時間		
	拠点付近の道路の幅員		
個別の施設の名称	隣接・近接する自衛隊基地や飛行場の情報		
	屋根の有無及び雨天対応の可否		
	階数		
	床の強度（フォークリフト使用可否）		
	稼働可能時間		
	トラックの施設内進入	進入の可否	
		進入可能な最大車種	
	接車バース	台数	
		広さ	
	トラックの進入経路	横付けの可否	
横付け可能な車種			
施設 の 態 様	面積		
	大型車換算		
	中型車換算		
施設の 規 模	耐震性		
	冷蔵品への対応可否（容量）		
	冷凍品への対応可否（容量）		
	海上コンテナへの対応可否	対応可否	
		コンテナサイズ・個数	
	鉄道コンテナへの対応可否	対応可否	
		コンテナサイズ・個数	
	施設 の 規 模	施設全体	平常時
		荷捌きスペースの広さ	災害時
		保管スペースの広さ	平常時
災害時			
ヘリ離発着の可否	可否		
	広さ		
設備・ 備 品	エレベーターの有無		
	シャッターの種類		
	非常電源の有無		
	非常照明の有無		
	平常時の連絡手段		
	非常時の通信手段の有無		
	フォークリフトの配備台数		
	パレットの保有枚数		
保有するテントの張数とサイズ			
保有する防水用ブルーシートの枚数とサイズ			
データ作成日(更新日)			

○拠点候補の特性を踏まえた活用方法の検討等

リストアップした候補施設は施設ごとに特性が異なることから、例えば、雨天対策、接車バースの広さ、トラック待機スペースの広さなど荷捌きスペースのスペック、自衛隊基地との隣接性等の特性を把握し、関係機関の間で、実際の運用を想定した活用方法を整理しておくことは有用です。例えば、以下のような活用方法の整理が考えられます。

(活用方法の整理例)

①「荷捌型」・「保管型」の別

⇒災害支援物資の緊急性・回転率から施設の特性を整理したもの

「荷捌型」＝回転率や緊急性の高い物資（例 食品）を扱う施設

「保管型」＝回転率や緊急性がそれほど高くない物資（例 雑貨等）を扱う施設

②「一次拠点」・「二次拠点」の別

⇒選定基準による広域物資輸送拠点条件適合性や指定避難所までの輸送ルート等、地域の特性を考慮して施設の特性を整理したもの

「一次拠点」＝広域物資輸送拠点としての活用を念頭においている施設

「二次拠点」＝地域内輸送拠点としての活用を念頭においている施設

※整理した情報は施設の諸元情報等と共に整理しておく。

例)

事業者名	施設名称	倉庫 トラック ターミナル	都道府 県名	所在地	耐震性	原	災害時に対応で きるフォークリフト	荷捌きス ペース面積 (㎡)	雨天対応	ヘリ発着場所	荷捌き型・ 保管型	一次拠点 二次拠点
		倉庫			対応済		あり		可	あり	荷捌き	一次
		トラック ターミナル			未対応		なし		不可	なし	保管	二次

5. 被災状況チェックシートの作成、情報把握の役割分担

概要

- 物資拠点候補施設の速やかな被災状況を把握するため、「被災状況チェックシート」を作成する。
- 入手する情報や入手方法等、物資輸送チーム内の担当者の役割分担も整理する。

○被災状況チェックシートの作成

物資拠点の開設にあたっては、物資拠点候補施設の被災状況等の速やかな把握が重要です。このため、施設の使用可能スペースや、電源・通信設備の被災の有無等を円滑に把握するためのチェックシート（「被災状況チェックシート」）を予め作成しておきます。また、「被災状況チェックシート」は施設管理者等に予め配布しておき、災害発生時に迅速に被災状況の報告等のやり取りが可能となるようにします。なお、被災状況の報告に際して、災害発生時のインフラ障害等を想定し、複数の連絡手段を施設管理者等と調整しておくことが必要です。

【被災状況チェックシート（モデル）】

施設名称	●●● (物資拠点候補施設管理シートから転記する)		
個別施設の名称	●●● (物資拠点候補施設管理シートから転記する)		
確認者	<施設の被災状況を確認した担当者の氏名を記載>		
確認日時	<施設の被災状況を確認した日時を記載> 年 月 日 時 分		

物資拠点候補施設情報シート 記載内容		確認項目	確認欄	状況記載欄
施設	延べ床面積 (㎡)	●●●	物資拠点として支援物資の保管、荷捌き、仕分けに使用できるスペースはあるか？	<input type="checkbox"/> <「㎡」単位で確認できる場合は「㎡」単位で記載> <input type="checkbox"/> <「㎡」単位の確認が困難な場合は以下の項目から該当項目をチェック> <input type="checkbox"/> 全て <input type="checkbox"/> 3/4程度 <input type="checkbox"/> 1/2程度 <input type="checkbox"/> 1/4程度 <input type="checkbox"/> 1/4以下
		●●●	他の用途で使用しているスペースのうち、近日常に物資拠点として使用可能になるスペースはあるか？	<input type="checkbox"/> <「㎡」単位で確認できる場合は「㎡」単位で記載> <input type="checkbox"/> <「㎡」単位の確認が困難な場合は以下の項目から該当項目をチェック> <input type="checkbox"/> 全て <input type="checkbox"/> 3/4程度 <input type="checkbox"/> 1/2程度 <input type="checkbox"/> 1/4程度 <input type="checkbox"/> 1/4以下
	●●●	<兵部施設のみ> 物資拠点の運営に携われる人材は確保できるか？	<input type="checkbox"/>	<運営に携われる人数を記載>
	トラックの 進入経路	入口 ●●● 出口 ●●●	トラックの出入口及び施設までの経路で損壊している箇所はあるか？	<input type="checkbox"/>
	—	その他に損壊している箇所はあるか？	<input type="checkbox"/>	<損壊している箇所の有無と損壊している箇所の状況を記載>
備蓄物資	—	施設に備蓄している物資のうち、破損するなど被災地に供給できない物資はあるか？	<input type="checkbox"/>	破損有無 <input type="checkbox"/> 破損無し <input type="checkbox"/> 破損している物資あり 破損内容 <破損している物資の品目と量を記載>
資機材	自家発電の有無	●●●	電源は確保できているか？	<input type="checkbox"/> 電源 <input type="checkbox"/> 通常電源 <input type="checkbox"/> 自家発電 <input type="checkbox"/> 自家発電機 <input type="checkbox"/> 電源無し(停電) 自家発電機稼働状況 <自家発電の燃料の概ねの残量を記載>
	通信機器(災害時)	●●●	通信手段は確保できているか？	<input type="checkbox"/> <使用可能な通信手段を以下からチェック(使用可能なものを全て)> <input type="checkbox"/> 固定電話 <input type="checkbox"/> FAX <input type="checkbox"/> 衛星電話 <input type="checkbox"/> 携帯電話 <input type="checkbox"/> E-mail
	照明(災害時)	●●●	照明は使用可能か？	<input type="checkbox"/> <照明の状況を以下の項目から該当項目をチェック> <input type="checkbox"/> 通常照明を使用 <input type="checkbox"/> 非常用の照明が稼働 <input type="checkbox"/> 停電により使用不可 <input type="checkbox"/> 機器の破損により使用不可
	フォークリフトの台数	●●●	<兵部施設のみ> 使用可能なフォークリフトはあるか？	<input type="checkbox"/>
	パレットの枚数	●●●	<兵部施設のみ> 使用可能なパレットなどの荷役資材はあるか？	<input type="checkbox"/> パレット <使用可能なパレットの枚数を記載> <input type="checkbox"/> その他資機材

施設の連絡の記入欄(TEL、FAX、E-mail)	
TEL: _____	FAX: _____
衛星電話: _____	携帯電話: _____
E-mail: _____	

災害対策本部支援物資物流担当チームの連絡先	
TEL: _____	FAX: _____
衛星電話: _____	携帯電話: _____
E-mail: _____	

○情報把握の役割分担

物資輸送チーム内の各担当者が入手する情報や情報入手方法等の役割分担を予め定めておくことも速やかな被災状況の把握にあたって重要です。

【物資輸送チーム担当者ごとに入手する情報（モデル）】

入手する情報		物資輸送チーム内の担当者	情報の入手方法
一次物資拠点候補施設の状況	公的施設	被災県職員	<ul style="list-style-type: none"> 被災県職員は、一次物資拠点候補施設(公的施設)の被災状況の確認を当該施設の管理者に要請し、その回答により当該施設の被災状況を把握する。 連絡手段は、E-mail、FAX、電話(衛星電話、固定電話)のうち、使用可能な手段を用いる。
	民間施設	倉庫協会派遣職員、トラック協会派遣職員	<ul style="list-style-type: none"> 倉庫協会派遣職員とトラック協会派遣職員は、一次物資拠点候補施設(民間施設)の被災状況をそれぞれの協会に確認する。 連絡手段は、E-mail、FAX、電話(衛星電話、固定電話)のうち、使用可能な手段を用いる。
被災県外の一次物資拠点候補施設の状況	被災県外の使用可能施設の状況	運輸局派遣職員	<ul style="list-style-type: none"> 運輸局派遣職員は、運輸局を通じて、被災県外で使用可能な一次物資拠点候補施設の情報を把握する。 なお、一次物資拠点を他管轄の都道府県に設置することが適切と判断された場合は、国土交通本省と調整を行い、使用可能な候補施設の情報を把握する。

6. 物資拠点の必要規模算定シートの作成

概要

○一次物資拠点の必要規模を把握するため「物資拠点必要規模算定シート」を事前に作成する。

大規模災害発生時に、迅速に物資拠点を選定・開設するため、拠点選定にあたり拠点の必要規模の速やかな算定が重要となることから、都道府県は、市区町村別に必要となる物資量や、物資拠点に必要な面積等が簡便に計算できるシート（「物資拠点必要規模算定シート」）を予め作成し準備しておくことが重要です。

算定シートを準備する場合は、市町村別に「災害発生時間帯」や「被災の有無」等の必要最小限の情報から物資拠点の必要規模等が算定できるものとし、予め昼夜間人口や男女別年齢構成比等の最新の基礎情報を入力しておきます。

なお、物資輸送チーム内で電子ファイルを共有しておくとともに、災害発生時にはインフラ障害等で電子ファイルが使用できない場合も想定されるため、電子ファイルと併せて、算定項目と以下の算定式を書いた用紙を用意しておく等しておきます。

【物資拠点必要規模算定のイメージ】

①災害発生時の状況入力

手順1：「災害発生時間帯」を入力

災害発生時間帯 (1: 昼、2: 夜)

手順2：「被災の有無」を市町村別に入力

市区町村名	被災の有無 (1: 有、2: 無)
…市	
…市	
…区	
…区	
…町	
県全体	

②自動算定

「①災害発生時の状況入力」の入力に従い、以下の結果を自動算定

算定結果1: 一次物資拠点の必要規模
 算定結果2: 避難者数(男女・年齢別)
 算定結果3: 必要となる支援物資量
 (品目別)

市区町村名	物資拠点施設の必要規模 (拠点面積)[m ²]	合計	想定避難者数												
			男性					女性							
			1歳未満 【人】	1～2歳 【人】	3～14歳 【人】	15～64歳 【人】	65歳以上 【人】	1歳未満 【人】	1～2歳 【人】	3～14歳 【人】	15～64歳 【人】	65歳以上 【人】			
…市															
…市															
…区															
…区															
…町															
県全体															

市区町村名	必要となる支援物資量(品目別の個別単位)													
	水	粉ミルク	哺乳瓶、 哺乳瓶消毒液	おにぎり	マスク	子供用 紙おむつ	大人用 紙おむつ	生理用品	消毒液	ティッシュ	歯ブラシ ・歯磨き粉	シャンプー・ リンス・石けん	ゴミ袋 (20L)	
	本	g	セット	個	枚	枚	枚	箱	本	個	セット	セット	枚	
…市														
…市														
…区														
…区														
…町														
県全体														

【物資拠点必要規模算定シートの事前入力項目（モデル）】

項目	入力タイミング	備考	
市町村名	-	以下の項目は、県内の市町村別に入力、算定	
人口	夜間人口	事前	
	昼間人口	事前	
観光客数	事前		
男女別年齢構成比 (夜間人口)	男性	1歳未満	事前
		1～2歳	事前
		3～14歳	事前
		15～64歳	事前
		65歳以上	事前
	女性	1歳未満	事前
		1～2歳	事前
		3～14歳	事前
		15～64歳	事前
		65歳以上	事前
男女別年齢構成比 (昼間人口)	男性	1歳未満	事前
		1～2歳	事前
		3～14歳	事前
		15～64歳	事前
		65歳以上	事前
	女性	1歳未満	事前
		1～2歳	事前
		3～14歳	事前
		15～64歳	事前
		65歳以上	事前
支援物資1トンあたりに必要な拠点面積	事前	11.4㎡/トンに設定 ※東日本大震災における一次物資拠点(岩手県のアピオ)での実績	
想定避難者割合	事前	設定できない場合は「100%」と入力し、全人口が避難するものとする。	
備蓄物資量	事前		
物資拠点候補施設の床面積 (災害発生時に供出可能な床面積:想定)	事前		

【必要規模等算定項目と算定式（モデル）】

項目	入力タイミング	備考		
市町村名	-	以下の項目は、県内の市町村別に入力、算定		
想定避難者割合	-			
支援物資1トンあたりに必要な拠点面積	-	必要に応じて災害発生時に変更		
被災の有無	災害発生時	「あり」or「なし」で入力		
災害発生時間帯	災害発生時	「昼」or「夜」で入力 ※全市町村に同じ内容を入力する。		
一次物資拠点の必要規模(拠点面積)	算定	算定式により算定 ※事前に電子ファイルに算定式を組み込む		
災害発生時の想定人口	算定			
想定避難者数	算定			
男女別年齢別 想定避難者数	男性		1歳未満	算定
			1～2歳	算定
			3～14歳	算定
			15～64歳	算定
			65歳以上	算定
	女性		1歳未満	算定
			1～2歳	算定
			3～14歳	算定
			15～64歳	算定
			65歳以上	算定
必要な支援物資量(品目別の個別単位)	算定			
必要な支援物資量(トン単位)	算定			
供出可能な備蓄物資量	算定	被災無しの市町村の備蓄物資を供出可能と判定		
使用可能な物資拠点候補施設の面積 (見込み)	算定	被災無しの市町村の物資拠点候補施設を使用可能と判定		

【算定式】

想定避難者数〔人〕＝災害発生時の想定人口〔人〕×想定避難者割合
災害発生時の想定人口〔人〕

＝人口：夜間or昼間〔人〕＋想定観光客数〔人〕

男女別年齢別の想定避難者数〔人〕＝災害発生時の想定人口
×想定避難者割合
×市町村別男女別年齢構成比

必要な支援物資量〔品目別の個別単位〕

＝（想定避難者数〔人〕×1人あたり1日に必要な物資量〔個別単位/人・日〕
×物資量の算定日数〔日〕）－供出可能な備蓄物資量〔個別単位〕

必要な支援物資量〔トン〕

＝（想定避難者数〔人〕×1人あたり1日に必要な物資量〔トン/人・日〕
×物資量の算定日数〔日〕）－供出可能な備蓄物資量〔トン〕

物資拠点施設の必要規模（拠点面積）〔m²〕

＝必要な支援物資量〔トン〕×支援物資1トンあたりに必要な拠点面積〔m²/トン〕

【災害発生時オペレーション編】

大規模災害発生時に一次物資拠点を速やかに選定・開設・運営するための関係機関の行動の手順を整理します。

《目 次》

1. 一次物資拠点の選定・開設・運営のための参集
2. 一次物資拠点の選定
3. 一次物資拠点の開設
4. 一次物資拠点の運営
5. 応援県での一次物資拠点の開設・運営

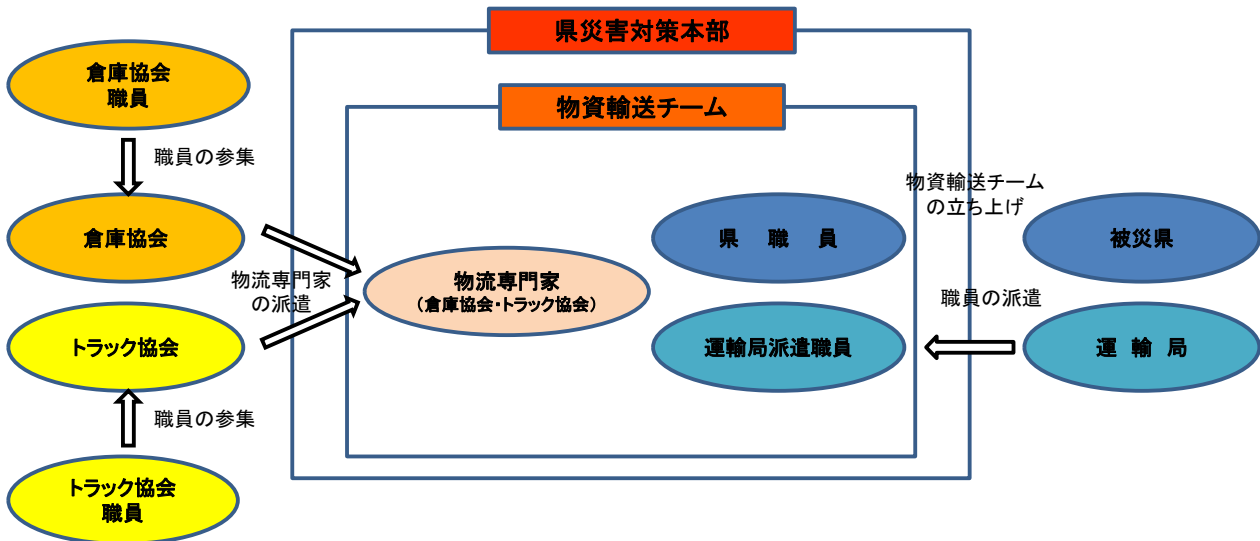
1. 一次物資拠点の選定・開設・運営のための参集

概要

○物資輸送チーム及び関係機関は「物資輸送チームの自動参集基準」に基づき、発災後速やかに各々の持ち場に参集する。

予め定めた「物資輸送チームの自動参集基準」に基づき、関係者は各々の持ち場に速やかに参集します。

【関係機関参集のイメージ】



物資輸送チームの行動

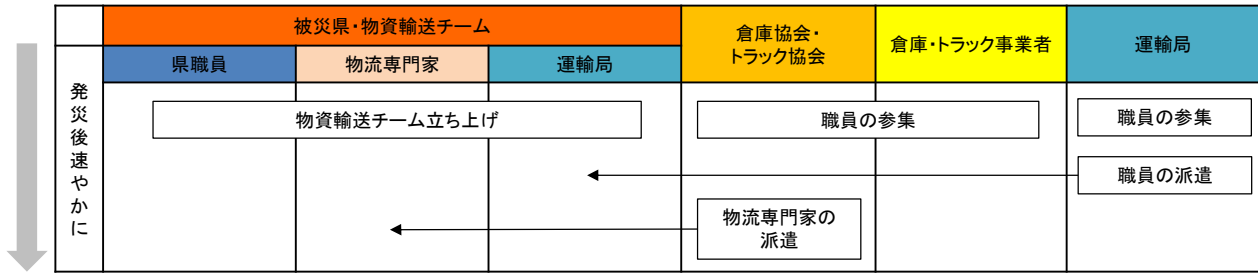
- 県は、県災害対策本部内に「物資輸送チーム」を立ち上げる。
- 運輸局派遣職員及び物流専門家は事前に取り決めた「自動参集基準」に従い、県指定場所に参集する。

運輸局の行動

- 運輸局は「地方運輸局業務継続計画」等に定める自動参集基準に従い、運輸局に職員を参集する。

倉庫協会及びトラック協会の行動

- 各協会は、各協会の定めた災害発生時の「協会職員の自動参集基準」等に従い、協会本部に職員を参集する。



注) 発災後の対応時間は目安であり、各作業については極力早期に対応するよう努めるものとする。

2. 一次物資拠点の選定

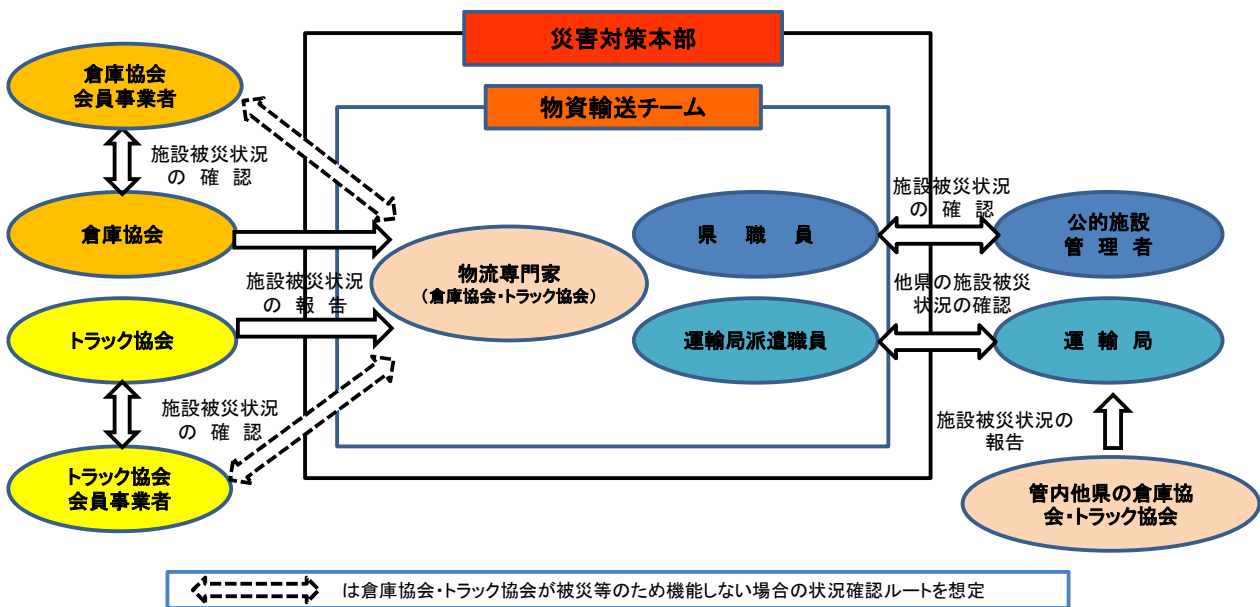
概要

- 一次物資拠点の開設にあたり、候補施設の被災状況を確認する。
- 並行して、必要となる支援物資量を把握し、その物資量を適切に処理するための施設の必要規模を把握する。
- 使用可能な施設の中から、必要規模等に鑑み適切な施設を選定する。

○物資拠点候補施設の被災状況の確認

一次物資拠点を開設するにあたって、まずは予めリストアップした候補施設の被災状況を確認します。被災状況の確認にあたっては、物資輸送チームの担当者ごとに事前に整理した情報入手方法を踏まえて情報収集にあたります。

【被災状況確認に関する関係者の対応（イメージ）】



物資輸送チームの行動

○県職員は、公的施設管理者に対して予めリストアップした候補施設について、「被災状況チェックシート」による確認・報告を求め、「一次物資拠点候補施設（公的施設）の被災状況」を入手する。

○物流専門家は、倉庫協会・トラック協会から候補施設の「被災状況チェックシート」を入手する。

⇒倉庫協会及びトラック協会での対応が困難な場合には、物流専門家は倉庫協会・トラック協会会員事業者から直接シートを入手する。

○運輸局派遣職員は、運輸局を通じて管内他県の一次物資拠点候補施設（民間施設）の施設被災状況の確認を行い、「被災状況チェックシート」を入手する。

⇒被災県以外に一次物資拠点を設置する方が適当な場合も考えられるので、運輸局は被災県のみならず、隣接県等管内他県も含め候補施設の被災状況を確認する。なお、実際に被災県外に一次物資拠点を設置する場合の対応については「5. 応援県での一次物資拠点の開設・運営」を参照。

【物資輸送チーム担当者ごとに入手する情報の種類（モデル）】

入手する情報		物資輸送チーム内の担当者	情報の入手方法
一次物資拠点候補施設の状況	公的施設	被災県職員	<ul style="list-style-type: none"> 被災県職員は、一次物資拠点候補施設（公的施設）の被災状況の確認を当該施設の管理者に要請し、その回答により当該施設の被災状況を把握する。 連絡手段は、E-mail、FAX、電話（衛星電話、固定電話）のうち、使用可能な手段を用いる。
	民間施設	倉庫協会派遣職員、トラック協会派遣職員	<ul style="list-style-type: none"> 倉庫協会派遣職員とトラック協会派遣職員は、一次物資拠点候補施設（民間施設）の被災状況をそれぞれの協会に確認する。 連絡手段は、E-mail、FAX、電話（衛星電話、固定電話）のうち、使用可能な手段を用いる。
被災県外の一次物資拠点候補施設の状況	被災県外の使用可能施設の状況	運輸局派遣職員	<ul style="list-style-type: none"> 運輸局派遣職員は、運輸局を通じて、被災県外で使用可能な一次物資拠点候補施設の情報を把握する。 なお、一次物資拠点を他管轄の都道府県に設置することが適切と判断された場合は、国土交通本省と調整を行い、使用可能な候補施設の情報を把握する。

倉庫協会及びトラック協会の行動

○各協会は、協会会員事業者に対して予めリストアップした候補施設について、「被災状況チェックシート」による確認・報告を求め、「一次物資拠点候補施設（民間施設）の被災状況」を取りまとめる。

○各協会は、物資輸送チームの物流専門家に対して、取りまとめた「被災状況チェックシート」を送付・報告する。

⇒倉庫協会及びトラック協会での対応が困難な場合には、物流専門家は倉庫協会・トラック協会会員事業者から直接シートを入手するよう調整する。

運輸局の行動

○運輸局は、被災県の倉庫協会・トラック協会会員以外の民間候補施設、及び管内他県の民間候補施設の被災状況を把握する。

○物資拠点の必要規模の算定と一次物資拠点候補施設の抽出

物資拠点の被災状況の確認と並行して、物資輸送チーム（県職員）は「物資拠点必要規模算定シート」を使用し、「必要となる支援物資量と一次物資拠点の必要規模等」を算定します。

物資輸送チーム（県職員）は物流専門家の助言を得つつ、被災状況の結果、「被災状況チェックシート」で使用可能であることが確認された公的候補施設及び民間候補施設を照らし合わせて、「必要規模を満たす物資拠点候補施設」を抽出します。

⇒一次物資拠点の抽出にあたっては、一カ所で支援物資を管理するケース、物資ごとに施設を使い分けるケース等、支援物資輸送の考え方によって抽出します。

【物資拠点必要規模算定の流れ】

①災害発生時の状況入力

手順2：「被災の有無」を市町村別に入力

手順1：「災害発生時間帯」を入力

災害発生時間帯
(1:昼、2:夜)

市区町村名	被災の有無 (1:有、2:無)
・・・市	
・・・市	
・・・区	
・・・区	
・・・町	
県全体	

②自動算定

「①災害発生時の状況入力」の入力に従い、以下の結果を自動算定

市区町村名	物資拠点施設の必要規模 (拠点面積)[m2]	合計	想定避難者数											
			男性					女性						
			1歳未満 【人】	1～2歳 【人】	3～14歳 【人】	15～64歳 【人】	65歳以上 【人】	1歳未満 【人】	1～2歳 【人】	3～14歳 【人】	15～64歳 【人】	65歳以上 【人】		
・・・市														
・・・市														
・・・区														
・・・区														
・・・町														
県全体														

算定結果1:一次物資拠点の必要規模
算定結果2:避難者数(男女・年齢別)
算定結果3:必要となる支援物資量
(品目別)

市区町村名	必要となる支援物資量(品目別の個別単位)												
	水 本	粉ミルク g	哺乳瓶、 哺乳瓶消毒液 セット	おにぎり 個	マスク 枚	子供用 紙おむつ 枚	大人用 紙おむつ 枚	生理用品 箱	消毒液 本	ティッシュ 個	歯ブラシ ・ 歯磨き粉 セット	シャンプー・ リンス・石けん セット	ゴミ袋 (20L) 枚
・・・市													
・・・市													
・・・区													
・・・区													
・・・町													
県全体													

○一次物資拠点の選定

物資輸送チーム（県職員）は抽出された一次物資拠点候補施設から、各避難所までを対象とした輸送全体を念頭に、立地場所等を踏まえて、「最適な物資拠点」を選定します。

<留意事項>「最適な物資拠点」について

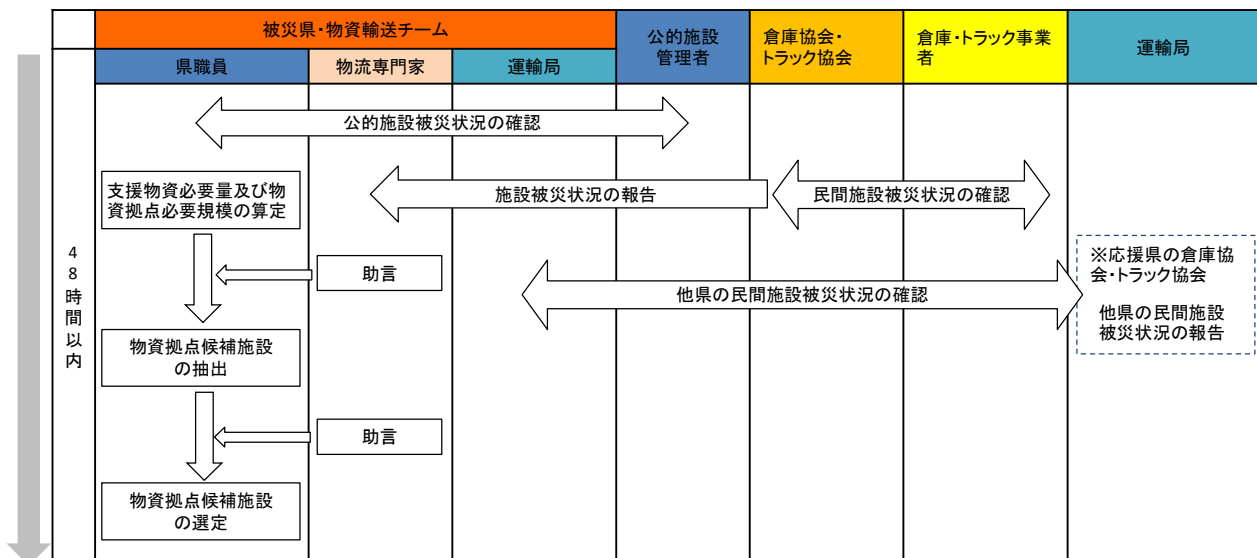
物資拠点の選定にあたっては、一カ所で支援物資の受け入れをする方が最適な場合や、複数個所で受け入れする方が最適な場合等、物流専門家の助言を得つつ、臨機応変な対応が求められます。

なお、複数の候補施設から最適な物資拠点を選定する場合、以下のような立地条件等を満たす施設を優先的に選定することが考えられます。

- 例1 使用可能なスペースが大きい施設
- 例2 高速道路ICから近くアクセス性が高い場所に立地する施設
- 例3 幹線道路に面している、若しくは幹線道路からのアクセス性が優れた施設
- 例4 フォークリフト等の荷役に使用する資機材が十分に確保できる施設
- 例5 トラックバス（荷下ろし、荷積みを使用できるスペース）が多い施設
- 例6 速やかに開設できる施設

また、複数個所で受け入れをすることが最適な場合として考えられる例は以下の通りです。

- 例1 一カ所の施設で必要な規模を確保できない場合
- 例2 物資ごとに施設を使い分けることが効率的と判断する場合
（食料→荷捌き型、雑貨類→保管型）
- 例3 物資の需要を踏まえて複数拠点で受け入れを要すると判断する場合
（「今いるもの」、「まだいらぬもの」、「すでにいらぬもの」別で使い分け）



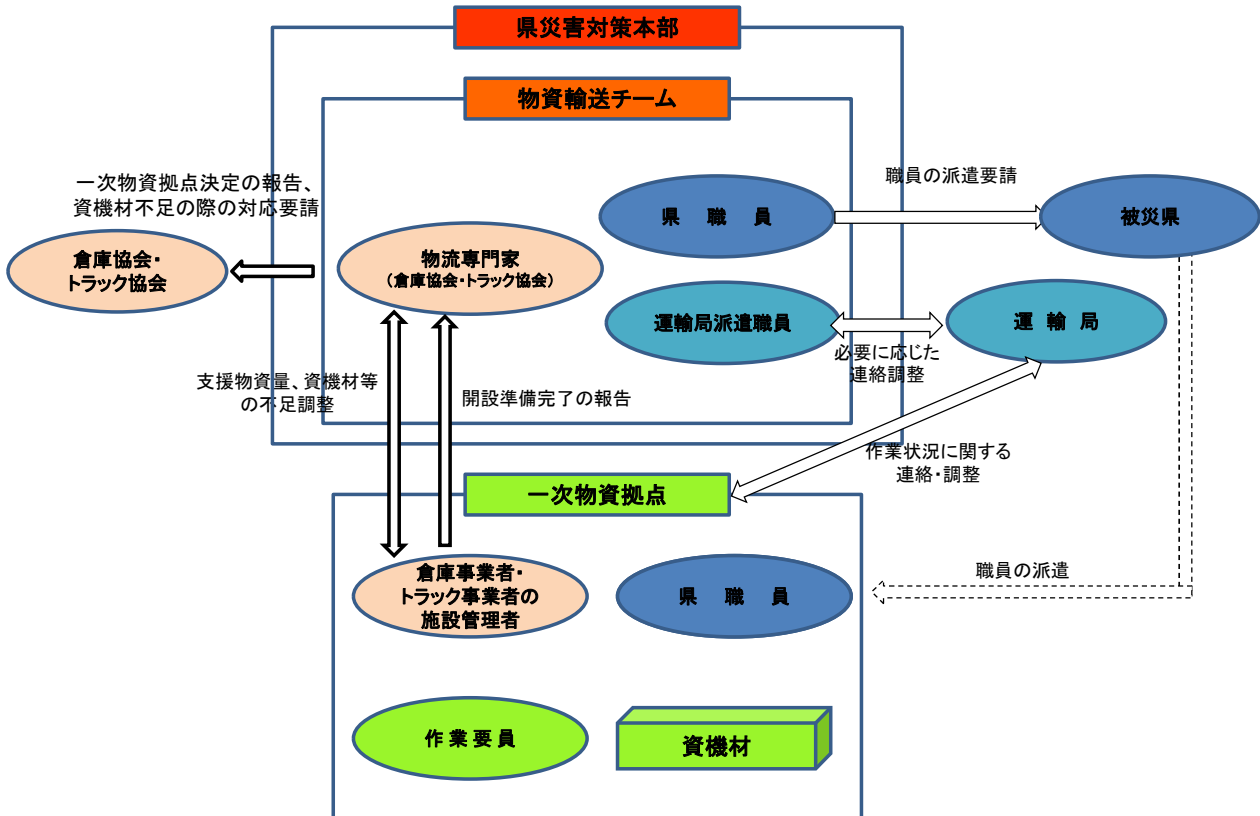
注) 発災後の対応時間は目安であり、各作業については極力早期に対応するよう努めるものとする。

3-1. 一次物資拠点（民間施設）の開設

概要

○一次物資拠点に選定された民間施設を管理する倉庫事業者又はトラック事業者は、一次物資拠点開設のため、物資輸送チームと連携を図りながら、運営に必要な人員の手配や資機材の配備等を行う。

【一次物資拠点開設までの行動イメージ】



物資輸送チームの行動

○県職員は、物流専門家を通じて、物資拠点を管理する事業者に「一次物資拠点の開設」を要請するとともに、倉庫協会及びトラック協会に選定した物資拠点施設の「拠点名」及び「事業者名」を連絡する。

⇒当該民間施設が倉庫協会及びトラック協会の会員以外の場合には、運輸局を通じて当該民間施設の管理者に対して「一次物資拠点の開設」を要請する。

○物流専門家は、県職員からの一次物資拠点の開設の要請に併せて、一次物資拠点の物流事業者と「受け入れ可能な支援物資量」、「運営に必要な人員や資機材」等の調整を行う。

○物流専門家は、一次物資拠点の準備を終えた物流事業者から、一次物資拠点の「開設準備完了」の報告を受け次第、県職員、倉庫協会及びトラック協会に伝達する。

○物流専門家は、拠点開設後に必要に応じて運輸局と作業状況に関する連絡・調整を行う。

☆資機材が不足した場合の行動

・県職員は、物流専門家を通じ、施設管理者より資機材等の不足に関する詳細な状況を把握する。

・県職員は、物流専門家を通じ、倉庫協会及びトラック協会に対して、「資機材の調達・搬出入」を要請する。

⇒倉庫協会及びトラック協会での対応が困難な場合には、県職員は、物流専門家を通じ倉庫協会・トラック協会会員事業者と直接調整する。

・県職員は、物流専門家を通じ、倉庫協会又はトラック協会（各協会での対応が困難な場合に直接、事業者とやりとりした場合には事業者）から資機材等の「到着時間」の報告を受けた後、一次物資拠点の物流事業者に対して、「到着時間」を報告する。

倉庫協会及びトラック協会の行動

○倉庫協会又はトラック協会は、資機材等の到着時間の調整を終えた後、物資輸送チームの物流専門家に対して、資機材等の「到着時間」を報告する。

○倉庫協会又はトラック協会は、一次物資拠点の準備を終えた当該事業者から、一次物資拠点の「開設準備完了」の報告を受ける。

⇒倉庫協会及びトラック協会での対応が困難な場合は、倉庫協会・トラック協会会員事業者は、物資輸送チームの物流専門家に対して「物流専門家や資機材等の一次物資拠点到着に関する内容」を直接報告する。

○倉庫協会又はトラック協会は、拠点開設後に必要に応じて運輸局と作業状況に関する連絡・調整を行う。

☆資機材が不足した場合の行動

・資機材が不足した場合、各協会は、物資輸送チームの県職員から、物流専門家を通じ、資機材等の調達・搬出入の要請を受けた後、「災害時協力協定」に基づき、一次物資拠点への資機材の搬入が可能な倉庫事業者又はトラック事業者を選定し、「資機材等の搬出入」を要請するとともに、当該事業者と資機材の「到着時間」を調整する。

一次物資拠点を管理する民間事業者の行動

○一次物資拠点を管理する民間事業者は、物資輸送チームの物流専門家と「受け入れ可能な支援物資量」や「運営に必要な人員、資機材」等を調整するとともに、保管場所の確保や資機材の配備等支援物資受け入れの準備を行う。

○民間事業者は、支援物資受け入れの準備が整い次第、物資輸送チームの物流専門家に対して、一次物資拠点の「開設準備完了」を報告する。

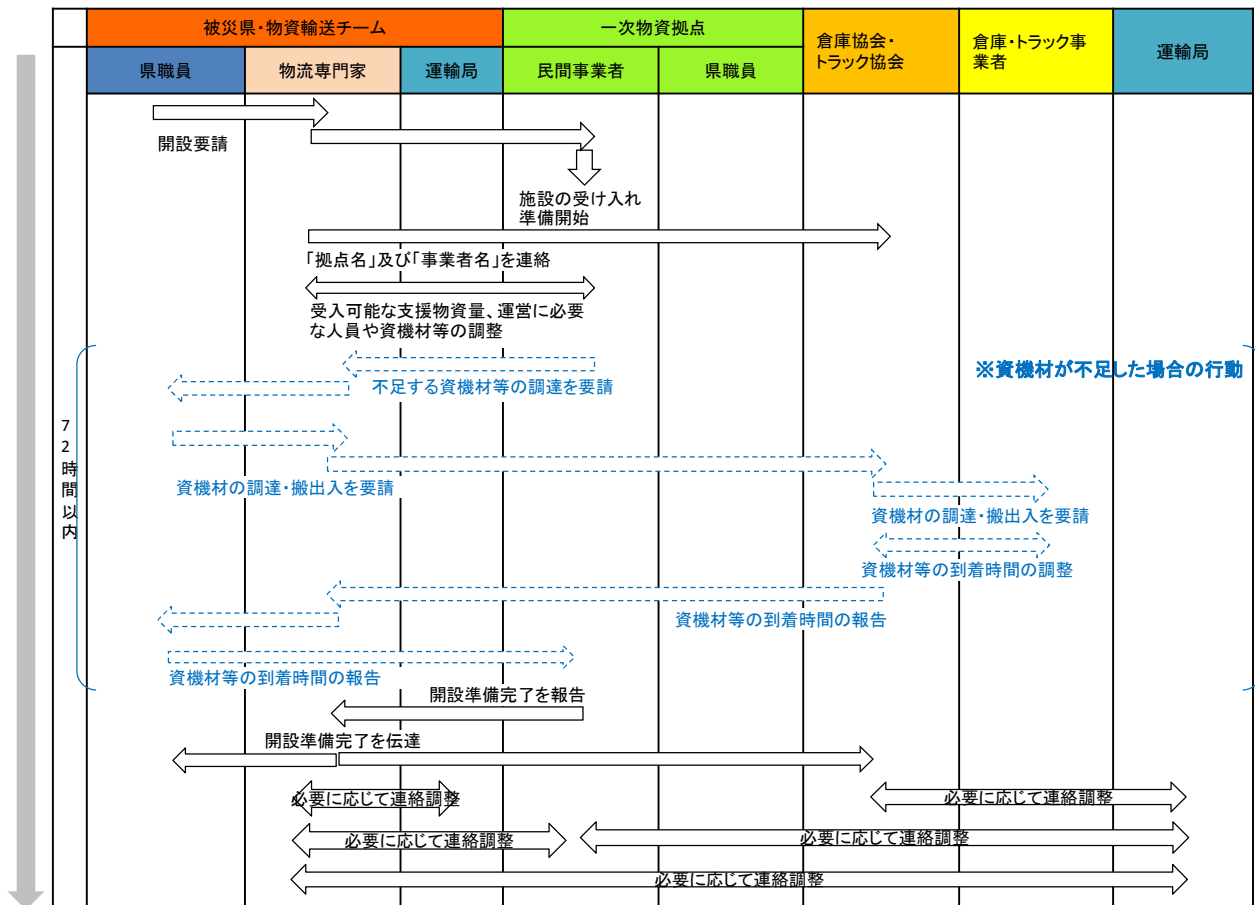
○民間事業者は、拠点開設後に必要に応じて運輸局と作業状況に関する連絡・調整を行う。

☆資機材が不足した場合の行動

・民間事業者は、資機材等が不足する場合、物資輸送チームの物流専門家を通じ、県職員に対して、「不足する資機材等の調達」を要請する。

運輸局の行動

○運輸局は、拠点開設後に必要に応じて、倉庫協会・トラック協会や物流専門家、及び民間事業者と作業状況に関する連絡・調整を行う。



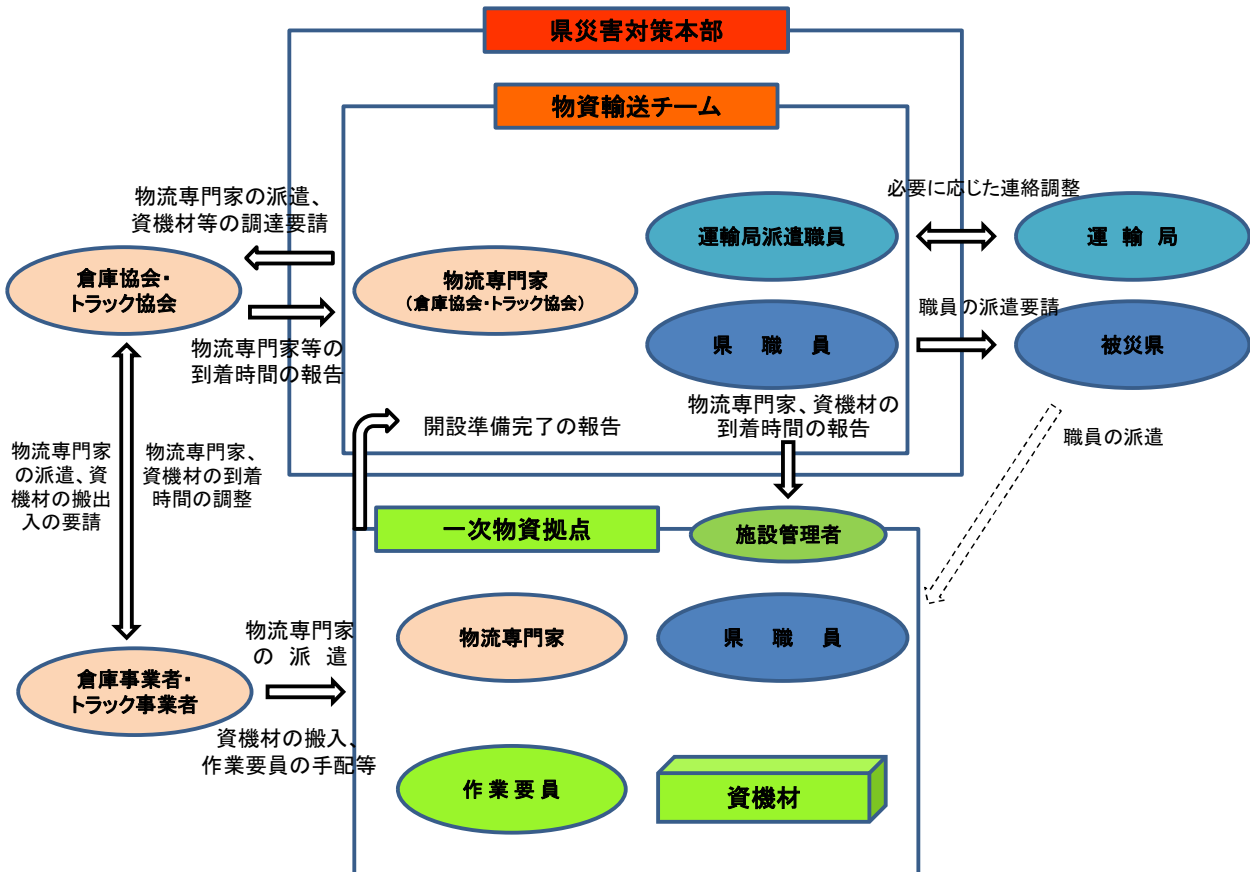
注) 発災後の対応時間は目安であり、各作業については極力早期に対応するよう努めるものとする。

3-2. 一次物資拠点（公的施設）の開設

概要

○物資輸送チーム及び関係機関は、一次物資拠点開設のため、一次物資拠点への物流専門家の派遣や運営に必要となる人員や資機材の調達・配備を行う。

【一次物資拠点開設までの行動イメージ】



物資輸送チームの行動

○県職員は、選定した公的施設の管理者に対して、「一次物資拠点の開設」を要請する。県職員は、物流専門家を通じ、倉庫協会又はトラック協会に対して、開設要請した一次物資拠点の位置情報等を伝えるとともに、「災害時協力協定」に基づき、当該物資拠点への「物流専門家の派遣」、運営に必要となる「人員、資機材の調達・配備」を要請する。

⇒倉庫協会及びトラック協会での対応が困難な場合には、県職員は物流専門家を通じて、倉庫協会・トラック協会会員事業者に対して、「物流専門家や資機材等に関する要請」を直接実施する。

○物流専門家は、支援物資量と一次物資拠点に配備されたフォークリフトやパレット等の設備状況から、物資拠点の運営に適した「物流専門家の要件」や運営に必要となる「人員、資機材の種類・数量等」を検討し、県職員に報告する。

○物流専門家は、倉庫協会又はトラック協会から一次物資拠点に派遣する物流専門家や搬入する資機材の「到着時間」の報告を受けた後、県職員を通じ、一次物資拠点の施設管理者に対して、これらの「到着時間」を報告する。

⇒倉庫協会及びトラック協会での対応が困難な場合には、物流専門家は、倉庫協会・トラック協会会員事業者に対して、「物流専門家や資機材等の一次物資拠点到着に関する内容」を直接把握する。

○物流専門家は、一次物資拠点の開設準備を終えた施設管理者から一次物資拠点の「開設準備完了」の報告を受けた後、県職員、倉庫協会及びトラック協会へ伝達する。

倉庫協会及びトラック協会の行動

○倉庫協会又はトラック協会は、物流専門家の派遣等の要請を受けた後、「災害時協力協定」に基づき、一次物資拠点開設・運営に適した倉庫事業者又はトラック事業者を選定し、当該事業者に対して「物流専門家の派遣」及び「人材、資機材の搬出入」を要請するとともに、物流専門家や資機材等の一次物資拠点への「到着時間」を調整する。

○倉庫協会又はトラック協会は、一次物資拠点に派遣する物流専門家や搬入する資機材等の到着時間の調整を終えた後、物資輸送チームの物流専門家に対して、これらの「到着時間」を報告する。

○倉庫協会又はトラック協会は、一次物資拠点の開設準備を終えた段階で、一次物資拠点に派遣した物流専門家から、一次物資拠点の「開設準備完了」の報告を受ける。

倉庫事業者又はトラック事業者の行動

○一次物資拠点への物流専門家の派遣等の要請を受けた倉庫事業者又はトラック事業者は、一次物資拠点へ派遣する物流専門家の「到着時間」の調整を協会と行うとともに、派遣する「物流専門家の手配」や運営に必要な「人員の手配」、「資機材等搬出入」を行う。

⇒倉庫協会及びトラック協会での対応が困難な場合には、倉庫協会・トラック協会会員事業者は、物資チームの物流専門家に対して「物流専門家や資機材等の一次物資拠点到着に関する内容」を直接報告する。

一次物資拠点の施設管理者及び物流専門家の行動

○開設要請を受けた施設管理者は、ただちに「施設の受け入れ準備」を行う。

○派遣された物流専門家は、施設に到着後、物資の積み卸し場所、保管場所、積み込

4. 一次物資拠点の運営

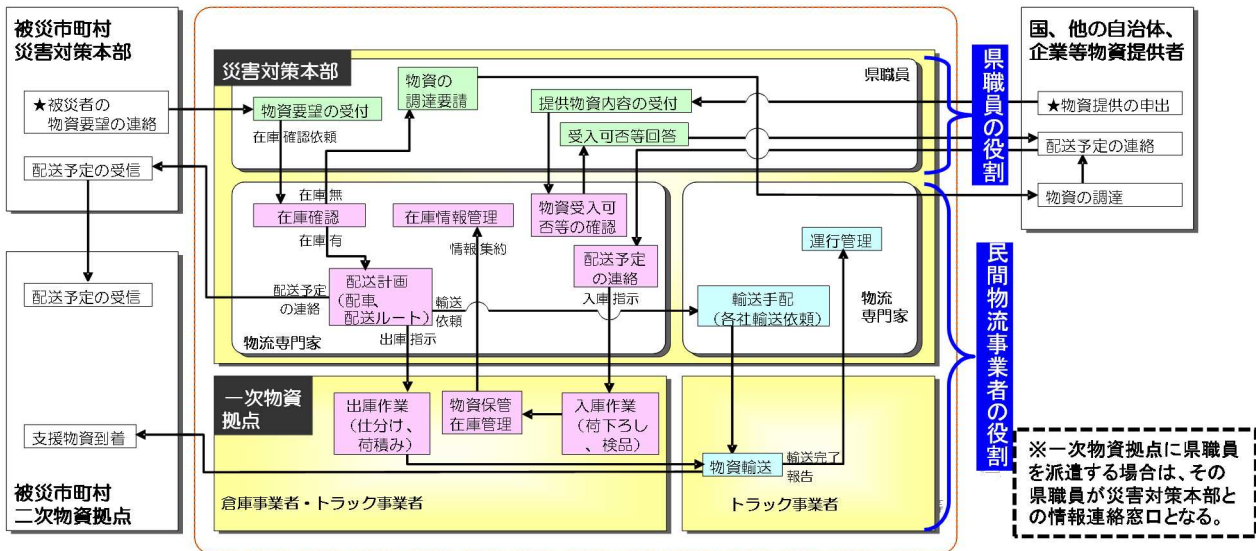
概要

○一次物資拠点を運営する関係機関は、物資輸送チームと連携を図りながら、作業を進める。

物資輸送チームの情報管理と伝達・調整

一次物資拠点の運営にあたっては、都道府県災害対策本部の物資輸送チームが、トラックの到着時間、到着物資量・種類や一次物資拠点の受入可能物資量等の支援物資に関する全ての情報を一元的に受けて管理（受付窓口の一本化）を行い、一次物資拠点を運営する関係者に対し、速やかに情報伝達するとともに、必要な調整を行います。

【一次物資拠点（例 民間施設）の運営における関係機関の役割イメージ】



※在庫管理方法については「支援物資供給の手引き」（平成 25 年 10 月国土交通政策研究所）を参照。
<http://www.mlit.go.jp/pri/houkoku/gaiyou/kkk111.html>

＜留意事項＞「受付窓口の一本化」の重要性

実際の運営では、一次物資拠点に搬入される物資が、正当な支援物資かどうかの確認や、当初予定にない物資（例 義援物資）の受付等の手続きをどうするか、といった問題が生じることが想定されます。使える資源が限定された中で迅速・円滑な支援物資輸送を実現するためには、支援物資の受付窓口を分散させずに一本化し、被災市町村別・品目別に物資の需給情報を共有することが重要です。

＜留意事項＞義援物資の取り扱いについて

発災直後、特に大規模災害時には、被災者に必要な支援を速やかに提供する観点を重視すべきであるところ、政府調達以外から送付される善意の物資（義援物資）は中身が不明で、かつ、物資が混載していることから一つ一つ仕分ける必要があります。このため、義援物資を一次物資拠点や二次物資拠点で受け入れる場合には作業の負担が増すおそれがありますので、発災直後のプッシュ型支援の段階では「受け入れない」という選択肢も検討することが必要です。

一次物資拠点の関係者の主な運營業務

一次物資拠点を運営する物流専門家又は倉庫・トラック事業者及び県職員は、物資輸送チームと情報共有や連絡調整を行い、作業を進めます。特に、トラックの到着時間、到着物資量・種類や一次物資拠点の受入可能物資量等の詳細な情報やフォークリフト、パレット等に不足の無いよう、円滑な物資の保管及び輸送に関する情報を把握・共有します。

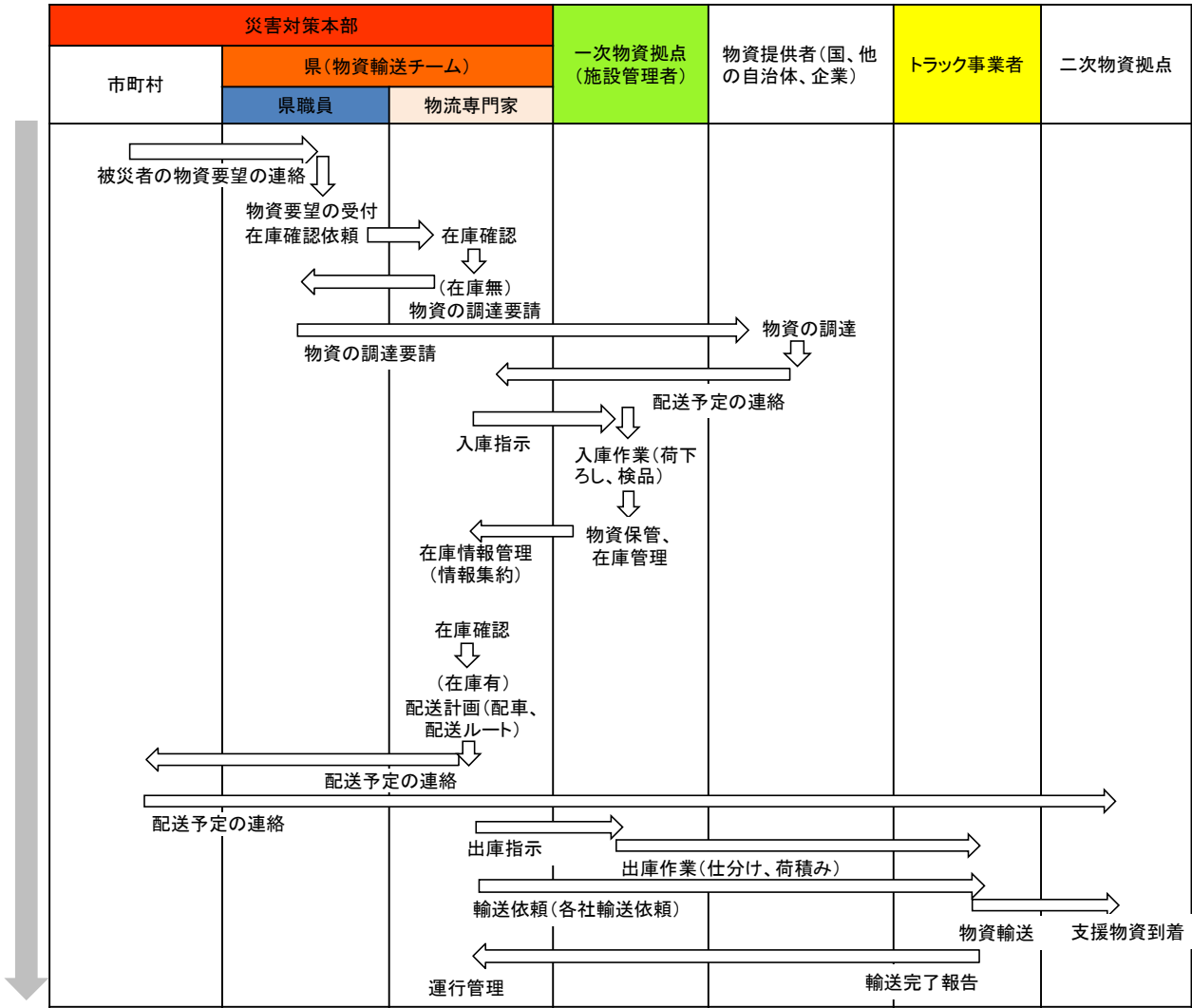
【主な運營業務】
1. 物資輸送チームから届く支援物資の輸送情報(品目、量、到着予定日時)に基づく受入準備
2. 到着した支援物資の荷下ろし、荷捌き、検品、入庫(ロケーション、在庫入力)、到着情報の物資輸送チームへの連絡
3. 物資輸送チームから届く支援物資要請情報(品目、量、届け先)に基づく出庫作業(在庫引当、ピッキング、出荷荷揃え)
4. トラック到着確認
5. トラック積み込み、出庫、在庫引き落とし、出庫情報の物資輸送チームへの連絡
6. 支援物資要請情報の在庫が不足している場合、物資輸送チームに手配を要請(他の一次物資拠点の在庫確認要請)
7. 物資輸送チームとの在庫情報の照合
8. 夜間等における物資の盗難防止措置
9. マスコミ等による取材への対応
10. 余震や二次災害への危機管理
11. 一次物資拠点で滞留物資が発生した場合、物資輸送チームに処理を要請
12. 一次物資拠点の運営に携わる人材や資機材が不足する場合、物資輸送チームに追加を要請
13. その他付随する業務

物資輸送チームにおける一次物資拠点の主な監督業務

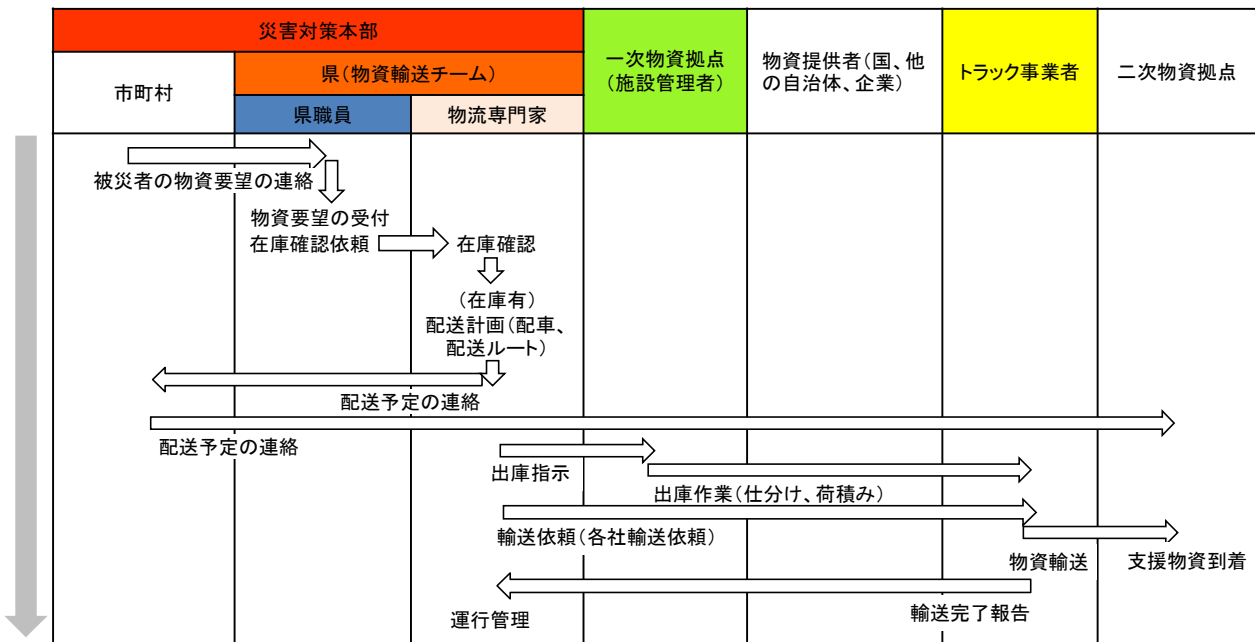
物資輸送チームは、一次物資拠点に派遣した物流専門家又は倉庫・トラック事業者及び県職員と情報共有や連絡調整を行い、作業を進めます。特に、トラックの到着時間、到着物資量・種類や一次拠点の受入可能物資量等の詳細な情報やフォークリフト・パレット等に不足の無いよう円滑な物資の保管及び輸送に関する情報を把握・共有します。

【主な監督業務】
1. 「物資調達・輸送調整等支援システム」を使用して、内閣府へ支援物資の調達を要請し、内閣府から支援物資の調達状況についての情報を入手。
2. 被災県内の各市町村からの支援物資の要請内容のとりまとめ
3. 一次物資拠点の運営担当に支援物資の輸送情報(品目、数量、到着予定日時)及び市町村からの支援物資要請情報を連絡
4. 一次物資拠点の運営担当から連絡を受けた一次物資拠点の運営スケジュールをもとに、一次物資拠点から二次物資拠点への支援物資の輸送をトラック協会の協会会員企業に要請
5. 一次物資拠点の運営担当から支援物資到着情報の連絡の受け取り
6. 市町村からの支援物資要請をもとに在庫引当
7. 一次物資拠点の運営担当からの出庫情報の連絡をもとに在庫引落
8. 一次物資拠点の在庫情報との照合
9. 一次物資拠点の運営担当からの資機材や人材の要請を受けて、トラック協会や倉庫協会に資機材や人材を追加要請
10. 一次物資拠点で滞留物資が発生した時の対処方法の決定と連絡
11. 市町村の被災状況・運営状況等を把握・確認し、二次物資拠点の開設が困難な場合に、一次物資拠点から直接避難所へ輸送
12. 一次物資拠点として使用している施設の維持管理(必要に応じて改修)
13. 一次物資拠点の電力などのライフラインの維持確保
14. その他付随する業務

【プル型（在庫なし）の場合の関係者の役割の流れ（イメージ）】



【プル型（在庫あり）の場合の関係者の役割の流れ（イメージ）】

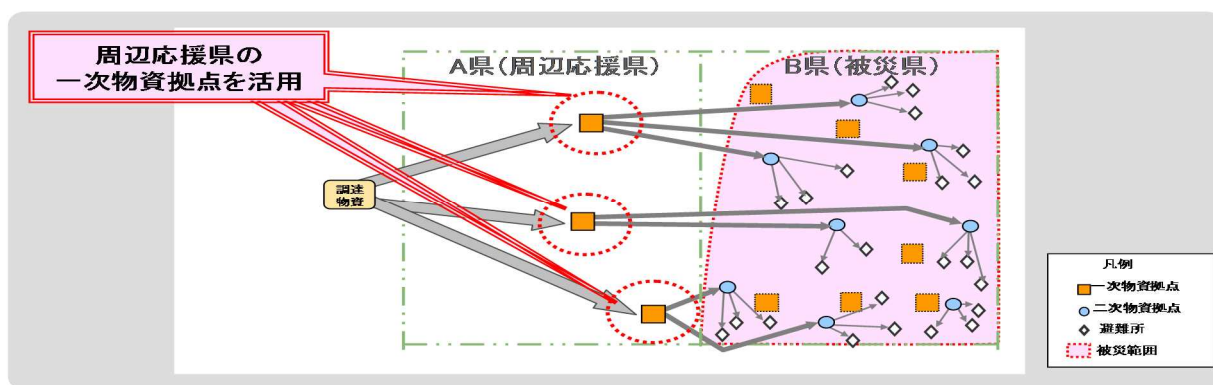


5. 応援県での一次物資拠点の開設・運営

概要

○一次物資拠点を応援県で開設・運営する場合には、被災県は応援県と連携して開設・運営作業を行う。

【周辺応援県での一次物資拠点設置のイメージ】



○応援県に一次物資拠点を開設・運営する必要性

被災範囲が広域にわたる災害時においては、被災地の行政機能の低下により、支援物資の確保の対応が不可能な場合や、被災地内で仕分を実施する作業人員の確保が難しい場合等、被災地以外の周辺応援県（以下「応援県」という。）に一次物資拠点を開設し、被災地に物資を供給することも考えられます。このような場合には、被災県及び応援県の関係機関は連携を図り、開設・運営等の作業を進める必要があります。

ただし、応援県に立地する施設を使用することから、被災県は、応援県に対して、災害対策基本法又は応援協定に基づく要請を求めたうえで、運輸局に対して、災害対策基本法に基づく協力を要請し、両県と運輸局は連携して、一次物資拠点の開設・運営等のための調整作業を行います。

○応援県への一次物資拠点の開設

応援県に一次物資拠点を開設するにあたって、被災県の物資輸送チーム（以下「被災県」という。）及び応援県等の関係機関は、次の手順により対応します。

《応援県に災害対策本部が立ち上がっている場合》

被災県の行動

○被災県は、応援県に対して、災害対策基本法又は応援協定に基づく応援を要請する。

○被災県は、管轄する運輸局に対して、災害対策基本法に基づく協力を要請する。

○被災県は、応援県から提供された情報を元に、一次物資拠点として最適な施設を必

要に応じて応援県と調整・選定し、応援県に広域的な一次物資拠点の開設を要請する。
⇒開設後の具体的な行動は、開設する施設が民間施設の場合、【災害発生時オペレーション編】「3-1. 一次物資拠点(民間施設)の開設」の、公的施設の場合、同「3-2. 一次物資拠点(公的施設)の場合」の「物資輸送チームの行動」を参照。

応援県の行動

○応援県は、被災県からの応援要請に基づき、物資輸送チームを通じ、県内の物資拠点候補施設の使用の可否を確認する。

⇒具体的な行動は【災害発生時オペレーション編】「2. 一次物資拠点の選定」の「○物資拠点候補施設の被災状況の確認」内の「物資輸送チームの行動」を参照。

○応援県は、使用可能な候補施設の情報を整理し、被災県に情報を提供する。

○被災県から一次物資拠点の開設要請がなされた場合、応援県は一次物資拠点の開設準備を開始する。

⇒以降の具体的な行動は当該施設が民間施設の場合、【災害発生時オペレーション編】「3-1. 一次物資拠点(民間施設)の開設」、公的施設の場合、同「3-2. 一次物資拠点(公的施設)の開設」のそれぞれ「物資輸送チームの行動」を参照。

応援県の倉庫協会及びトラック協会の行動

※被災状況の確認に係る具体的な行動は【災害発生時オペレーション編】「2. 一次物資拠点の選定」の「○物資拠点候補施設の被災状況の確認」の、また、物資拠点の開設に係る行動は、開設する施設が民間施設の場合、同「3-1. 一次物資拠点(民間施設)の開設」の、公的施設の場合、同「3-2. 一次物資拠点(公的施設)の開設」のそれぞれ「倉庫協会及びトラック協会の行動」を参照。

○トラック協会は、使用可能なトラック、運転手を確保する。また、応援県の一次物資拠点から被災県の二次物資拠点までの支援物資の輸送を会員事業者に要請する。

応援県内の一次物資拠点の民間事業者又は施設管理者の行動

※物資拠点の開設に係る行動は、開設する施設が民間施設の場合、同「3-1. 一次物資拠点(民間施設)の開設」の「一次物資拠点を管理する民間事業者の行動」を、公的施設の場合、同「3-2. 一次物資拠点(公的施設)の開設」の「一次物資拠点の施設管理者及び物流専門家の行動」を参照。

運輸局の行動

※被災状況の確認に係る具体的な行動は【災害発生時のオペレーション編】「2. 一次物資拠点の選定」の「○物資拠点候補施設の被災状況の確認」の、また、物資拠点の開設に係る行動は、開設する施設が民間施設の場合、同「3-1. 一次物資拠点（民間施設）の開設」の、公的施設の場合、同「3-2. 一次物資拠点（公的施設）の開設」のそれぞれ「運輸局の行動」を参照。

⇒所管外の都道府県に民間施設を一次物資拠点として開設する場合、国土交通本省、他の運輸局と連携を図りながら、被災県、応援県と調整を行い、一次物資拠点の開設にあたる。

《応援県に災害対策本部が立ち上がっていない場合》

被災県の行動

○被災県は、応援県に対して、災害対策基本法又は応援協定に基づく応援を要請する。

○被災県は、管轄する運輸局に対して、災害対策基本法に基づく協力を要請する。

○被災県は、運輸局から提供された情報から、一次物資拠点として最適な施設を必要に応じて運輸局と調整・選定し、運輸局に広域的な一次物資拠点の開設を要請する。

○被災県は、民間施設を一次物資拠点として開設する場合、運輸局からの依頼に基づき、当該施設を管理する民間事業者に対して一次物資拠点の開設を要請する。

応援県の行動

○応援県は、被災県の要請に基づき、県内の物資拠点候補施設（公的施設）の使用可否を施設管理者に確認する。

○応援県は、使用可能な公的候補施設の情報を整理し、運輸局に情報を提供する。

○被災県から公的施設を一次物資拠点として開設要請がなされた旨、運輸局より連絡がなされた場合、応援県は公的施設管理者に一次物資拠点の開設を要請する。

○応援県は、倉庫協会又はトラック協会に対して一次物資拠点（公的施設）への物流専門家の派遣、人材・資機材の搬出入を要請する。

※ここでは応援県と倉庫協会又はトラック協会との協定において、物流専門家の派遣協力や人材・資機材の搬出入に係る規定の適用範囲が被災県からの応援要請に基づき開設する物資拠点まで対応できる場合を念頭にしている。

応援県の倉庫協会及びトラック協会の行動

○倉庫協会及びトラック協会は、運輸局からの依頼に基づき、協会会員事業者に対し

て物資拠点候補施設（民間施設）の使用可否を確認する。

○応援県から開設する公的施設への物流専門家の派遣、人材・資機材の搬出入の要請がなされた場合、倉庫協会又はトラック協会は倉庫事業者又はトラック事業者を選定し、当該事業者に対して物流専門家の派遣、人材・資機材の搬出入を要請する。

※ここでは応援県と倉庫協会又はトラック協会との協定において、物流専門家の派遣協力や人材・資機材の搬出入に係る規定の適用範囲が被災県からの応援要請に基づき開設する物資拠点まで対応できる場合を念頭にしている。

○被災県から民間施設を一次物資拠点として開設要請がなされた旨、運輸局より連絡がなされた場合、倉庫協会及びトラック協会は、開設要請のあった施設を管理する民間物流事業者に対して開設を依頼する。

○トラック協会は、使用可能なトラック、運転手を確保する。また、応援県の一次物資拠点から被災県の二次物資拠点までの支援物資の輸送を会員事業者に要請する。

応援県内の一次物資拠点の民間事業者又は施設管理者の行動

※物資拠点の開設に係る行動は、開設する施設が民間施設の場合、同「3-1. 一次物資拠点（民間施設）の開設」の「一次物資拠点を管理する民間事業者の行動」を、公的施設の場合、同「3-2. 一次物資拠点（公的施設）の開設」の「一次物資拠点の施設管理者及び物流専門家の行動」を参照。

運輸局の行動

○運輸局は、被災県の要請に基づき、倉庫協会及びトラック協会、若しくは自ら県内の民間施設の使用可否を確認する。

○運輸局は、応援県の確認した公的施設と、倉庫協会及びトラック協会から、若しくは自ら確認した民間施設の使用可否の情報を整理し、被災県に情報を提供する。

○運輸局は、被災県と一次物資拠点の開設にあたり応援県と協力しながら調整する。

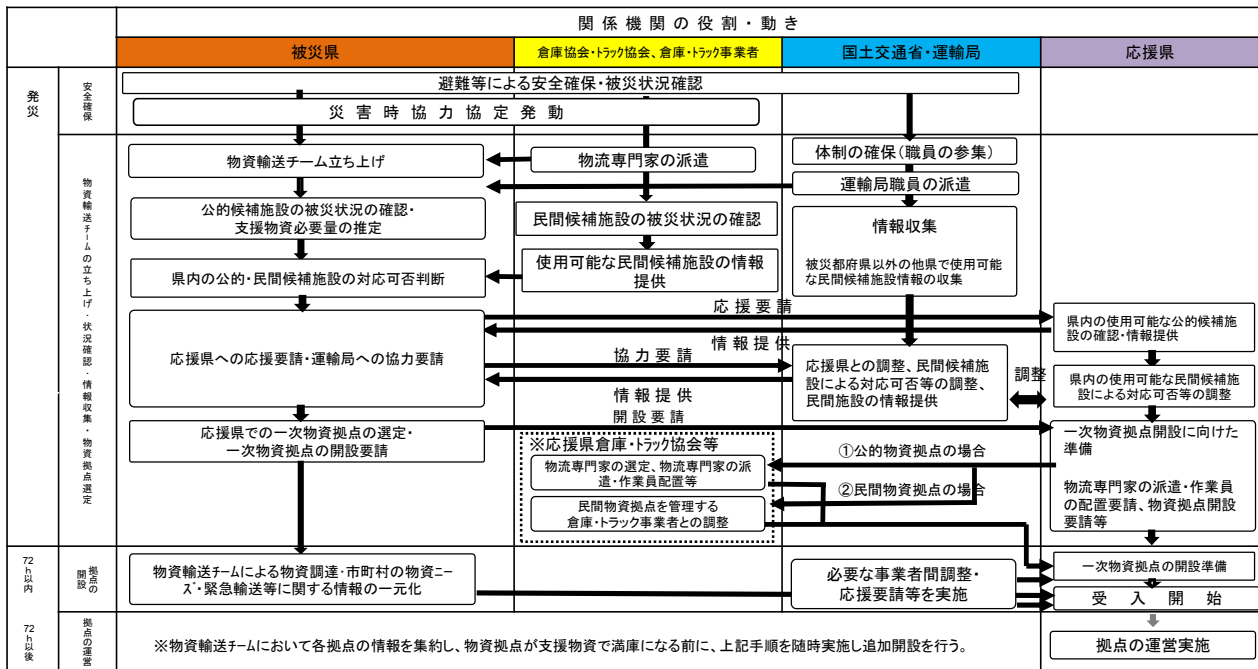
○被災県から公的施設を一次物資拠点として開設要請がなされた場合、運輸局は応援県に連絡する。

○被災県から民間施設を一次物資拠点として開設要請がなされた場合、運輸局は被災県に当該施設を管理する民間事業者に対して開設要請を行うよう依頼するとともに、倉庫協会又はトラック協会を通じ、若しくは自ら当該施設を管理する民間事業者に対して開設準備を依頼する。

⇒所管外の都道府県に民間施設を一次物資拠点として開設する場合、国土交通本省、他の運輸局と連携を図りながら、被災県、応援県と調整を行い、一次物資拠点の開設にあたる。

○応援県での一次物資拠点の運営

応援県での一次物資拠点の運営にあたっては、被災県と応援県等の関係機関は必要な情報を共有し、「4. 一次物資拠点の運営」を参照して対応します。



注) 発災後の対応時間は目安であり、各作業については極力早期に対応するよう努めるものとする。



国土交通省

国土交通省 物流政策 災害に強い物流 HP
[http://www.mlit.go.jp/seisakutokatsu/freight/
seisakutokatsu_freight_tk1_000010.html](http://www.mlit.go.jp/seisakutokatsu/freight/seisakutokatsu_freight_tk1_000010.html)